

平成20年12月

# 太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成20年12月5日(金)

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成20年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成20年12月 5 日  
午 前 10時 00分  
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第91号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第92号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について  
日程第3 議案第94号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第4 議案第95号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第96号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第97号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第98号 太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員 長	清水 章 一 議員	副 委 員 長	小 柳 道 枝 議員
委 員	長谷川 公 成 議員	委 員	渡 邊 美 穂 議員
”	門 田 直 樹 議員	”	佐 伯 修 議員
”	武 藤 哲 志 議員		

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総 務 部 長	石 橋 正 直	協働のまち推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	関 岡 勉	教 育 部 長	松 田 幸 夫
議会事務局長	白 石 純 一	会 計 管 理 者	古 川 泰 博
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	協働のまち推進課長	大 藪 勝 一
税 務 課 長	新 納 照 文	納税課長兼特別収納課長	鬼 木 敏 光
教 務 課 長	井 上 和 雄	学校教育課長	松 島 健 二
生涯学習課長	古 川 芳 文	中央公民館長	木 村 努

市民図書館長 吉 鹿 豊 重  
会 計 課 長 和 田 有 司  
議 事 課 長 田 中 利 雄

文化財課長 齋 藤 廣 之  
監査委員事務局長 井 上 義 昭

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 茂 田 和 紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） まず、委員会の開会に先立ち委員の皆さんへ、本日5名の傍聴許可をいたしておりますのでご報告申し上げます。次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。今回、当委員会に付託されております案件は、指定管理者の指定2件、条例の制定1件、条例の改正4件、補正予算1件です。

なお、当委員会に陳情書が1件送付されております。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1及び日程第2を一括議題

○委員長（清水章一委員） お諮りをいたします。

日程第1、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」及び日程第2、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） それではまず始めに日程第1、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」ご説明をいたします。

太宰府市立太宰府史跡水辺公園につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしておりますが、平成21年3月31日をもって指定管理者の協定締結期間が満了となりますことから、平成21年度から平成23年度までの3年間指定管理者を改めて指定するものでございます。指定に当たりましては太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、広報や市のホームページ等により公募を行いました結果、現在の指定管理者でありますシンコースポーツ株式会社からの1社の応募となりました。公募の結果を受けまして太宰府市指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、シンコースポーツ株式会社の平成18年度からの指定管理者としての実施状況や今回提出されました事業計画等の関係書類を精査いたしました。選考の結果、シンコースポーツ株式会社を指定管理者の候補者として適当であると認め、ご提案を申し上げます。なお、期間は平成21年度から平成23年度までの3年間でございます。

続きまして、日程第2、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

太宰府市立北谷運動公園につきましては、平成18年度から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者としてきましたけれども、平成21年3月31日をもちまして協定締結期間が満了となりますことから、平成21年度からの指定管理者を改めて指定するものでございます。なお、今回の指定につきましては市内の団体育成や自立支援、施設の効果的な管理運営、スポーツの振興などを目的といたしまして、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として指定管理者を太宰府市体育協会に選定し、ご提案を申し上げるものでございます。なお、期間は平成21年度から平成22年度までの2年間でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

まず、議案第91号及び議案第92号について一括して質疑を行います。その後、議案ごとに討論、採決を行います。

それでは質疑を行います。

質疑をされる際は、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いいたします。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず議案第91号ですが、1社しかなかったという問題がありますが、先日の新聞報道で、那珂川町では応募団体がなくて県下で初めて指定管理者から行政の運営にするという報道記事があっておりましたが、公募についてシンコースポーツ1社だけだということですが、公募の方法はどのようにしたのかというのが1点です。

それから当初予算で4,889万8,000円を計上しておりましたが、この3年間にわたる委託料についての変動があったのかを、まず議案第91号については報告してください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまの公募の方法についてということでございますが、まず9月の広報紙に公募の掲載をいたしました。そして9月8日から9月16日まで実施要領及び仕様書の配布ということで、生涯学習課の窓口、又はホームページからのダウンロードということで行ったところでございます。ホームページのアクセス数につきましては、結果的には291件ございました。窓口での配布はゼロでということでございます。これによって参加の表明が事実2社ございました。シンコースポーツのほかに株式会社三勢というところが参加表明をいたしましたけれども、結果的には実施計画書、関係書類の提出がなく、辞退ということでございました。したがって9月8日から9月16日まで参加表明の受け付けを行いまして、9月26日までの実施要領及び仕様書に対する質問の受け付けを行いまして、10月10日までの事業計画書の提出期限ということで進めたところでございます。結果的にはシンコースポーツからの提出があったということでございます。

あと委託料の関係でございますが、平成18年度から平成20年度までの指定管理料につきましては、3年間トータル金額が1億4,600万円程度でございます。今回、平成21年度から平成23年度

までの指定管理料につきましては1億4,500万円程度、したがって差額が約100万円程度ございます。この分につきましては、最終年の平成20年度、いわゆる今年度ですが、4,847万円の指定管理料で実施運営が出来るということも含めまして、指定管理料が若干減額されたと、計画の提出も減額をされたと。3年間の実施運営にかかるノウハウをフルに活用していただきながら、さらに市民サービスの向上に努めていただいて、がんばっていただくということで協議をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 太宰府史跡水辺公園については、夏場については利用率が、過去に節水の問題があって一時止めた経過がありますが、当然直営でやっていた時と指定管理者になった時と、また施設も大変古くなってきておりますが、指定管理者にした後と直営との利用率の問題、それから今後の改修、民間用地だったのが、20年にわたって各委員会で借地料の関係をどう解決するかということで各委員から質疑が出されておって、大変な額で用地の取得をしましたが、今後は施設の、建設年度が大変古くなっている、設備も相当改善を要するような状況も出てくると思うんです。例にしますと、中央公民館が大変古くなってですね、やはり改築をせざるを得ないような状況になっておりますが、指定管理者にした場合について、経営効率というか市民の利用率の問題と、今後の改修計画、そういうものがあるかないかも含めて回答を求めます。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） まず第1点の直営と指定管理者との違いということでございますが、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしております、まず利用者の増につきましては平成17年度と平成18年度を比較しますと約1万2,700名の利用者の増があると。収入につきましては、平成17年度と平成18年度を比較いたしますと823万2,000円程度の増額が結果的にはあったということでございます。平成18年、平成19年に利用者に対するアンケートも行いましたが、かなりの利用者が指定管理者になった後のサービス面に満足をしておられるという結果も出ておまして、管理者が持っておられますノウハウ、いわゆる専門的な指導者であるとか、そういうものがフルに活用された結果としてこういうふうな数字になっているんだろうと思っております。

それから2点目の改修の問題ですが、施設が出来ましてかなりの経年をいたしたということで、前回の9月議会でも補正をお願いいたしましたけども、プールの天井部分がかかなり老朽をいたしております。特にプールは塩素を使いますので、湿度とその塩素の関係でかなり腐食が進んでおります。今回はギャラリー部分の天井を改修するというにいたしておりますが、今後も計画的な改修が必要だろうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あれだけの水を使うわけですから、問題は浄化施設が故障した時に大変な

費用がかかるんじゃないかなというような感じがするんですね。当然天井は結露があったり、それからギャラリーの部分との隙間の関係だとか、結露によるさびが出てきたりいろいろしますが、まずこの水質浄化設備の循環器、これが大変な費用がかかるということと。

それからもう1点聞いておきたいのはですね、公共施設での負傷ですね。先日、太宰府市ではありませんが、転倒し高齢者が負傷して救急車で運ばれたと。こういう場合については、補償はシンコースポーツ株式会社が保険に入ったうえで補償するのか、公共施設を指定管理者にしているから事故があった時の補償は市がするのかどうか。この辺をもう少し説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 施設そのものの維持管理、改修につきましては指定管理者というよりも、市に責任があるものというふうに思っております。また、施設内で行われる事業、いわゆる教室、そういう部分での内容的なものが原因となる部分については、実施者である指定管理者に責任があるというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 事故があった時というのは、行政の責任というふうに受け止めていいわけ。もしプールで転倒したと、骨折したという場合は、市が保険に当然入っていると思うんですよ。だから市の保険を適用させるのか、シンコースポーツに保険をかけさせて、シンコースポーツが管理をしているから、シンコースポーツがその保険を適用させるのか、この辺をもう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 施設そのものに原因があると申しましたのは、例えばプールの天井が落ちてきてその利用者がけがをしたとか、そういうことであれば当然市のほうの責任ということになると思います。ただ教室あたりの指導の内容の中でのけがとか事故が出た場合は、事業の実施主体者である指定管理者のほうの責任というふうになると思います。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 2点あります。まず議案第92号のほうなんですけども、体育協会とか市内の団体を育成する視点からこういった指定管理者を決められたというのは素晴らしいことだと思っているんですが、ただ、前回財団がやっていますね、例えば以前やっていたところから新しいところに変える時は、当然以前やっていたところがどういった課題があったのか、どういうふうな問題があつてこういうことが起こったとかですね、そういった事業の精査というか、問題点について洗い出しをする必要は絶対にあると思うんですね。今回は体育協会を指名されたということだったんですが、まずこの件についてはですね、財団でやっていたときに、財団も1つの団体ではあるんですけども、いったいどういうふうな課題があったのか。それとも全くなくて、純粹に市内の団体を育成したいという観点から今回こういうふうな選び方をされたのかということが1点と。

この体育協会、今回は2年間ですよね。シンコースポーツは3年間ですけど、体育協会のほうは2年間の契約ということで、これはたぶん、新しいところだからとりあえずまずは2年でやってみようということなのかどうか。

それから、まだありまして、例えば市内の団体を育成するという観点だとしたら、体育協会が2年間やった後に、同じように市内の団体で手を挙げるころがあれば、またそこに回していくような考え方をされているのかどうかということをお聞きします。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 1点目の財団の関係でございますが、財団の実施運営の中で問題があったということはございません。

それから2点目の契約期間につきましては、公募ではなく随意選定ということで、期間を2年にしたということでございます。

それから3点目の他団体の関係ですが、今後そういう団体が出てくれば、当然育成、支援ということで考えていく必要があるだろうと思いますが、いずれにしましてもその団体が指定管理者として実施できるのかどうか、そういう規模的な内容も含めましたところで検討するようになるというふうに思っております。

以上でよろしゅうございますか。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 議案第91号ですが、平成18年度から指定管理者制度になったわけですけど、今回は1社の応募しかなかったということで、ちょっと確認ですが、平成18年度時の応募件数というか、応募された業者は何件だったんですかね。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 市民プール、太宰府史跡水辺公園につきましては、平成18年度公募の結果、2団体でございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○副委員長（小柳道枝委員） 議案第91号ですが、指定管理者、民間活力でここまで伸びてきているのはいいと思うんですけども、平成21年度から平成23年度までの期間とは思いますが、その間に夏場はとてつもなくプール利用者が多くて、駐車場に今利用されている所が何かの事情で使えなくなった場合ですね、その辺はどのようにお考えですか。もし駐車場の確保等になりますと、それだけの利用者の流出があつたりしますと売り上げも下がってくると思うんですよね。その辺を市はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 現在の市民プール周りの駐車場につきましては、施設横の駐車場と、それから水城西小学校との間にあります臨時駐車場ということになります。現在はそれに加えて看護学校跡地、ここを夏場、いわゆるプールの駐車場で対応できない場合はそこを開放するというで運営をいたしております。その看護学校跡地が使えなくなったらどうなるのかとい

う質問であるとは思いますが、その跡地利用の中で、共有した駐車場として利用できるような形で今後検討していく必要があるだろうというふうには所管としては思っております。

(小柳道枝委員「よろしく願いしておきます」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) すみません、議案第92号のほうですけど、これは財団の時と体育協会に移った時の指定管理料の変動というのはあるんですか。

○委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(古川芳文) 財団の時と、今度体育協会になりました時の指定管理料の違いでございますが、若干ではございますけれども年間1万2,000円程度の減ということで今のところ金額の表示・・・・・・・・

(渡邊美穂委員「1万2,000円」と呼ぶ)

○生涯学習課長(古川芳文) 1万2,000円、年間ですね、ということでございます。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 議案第92号も含めてということですが、まず、体育協会というのは大変長い歴史がありまして、これが法人格という状況でない任意の団体というのが指定管理者になったというのは初めてなんですよね。先ほど育成というような状況がありますが、法人格でない、しかも任意の団体で、体育協会に加入されている方々が運営をしていくということになります。そうすると現在899万9,000円が予算計上されて、2人の管理員が配置をされております。その結果、この利用状況と収支決算の関係で、太宰府市五条三丁目1番1号に体育協会が任意で置かれておりますが、こういう利用状況や収支決算をどうするのかという問題と。

体育協会が指定管理者になった場合、特にこのスポーツというのが大変今充実しております。ところが、民間の方がスポーツ交流をやりたいといった場合ですね、この窓口は体育協会を通さないと出来ないという。太宰府市には歴史スポーツ公園もありますし、それからまだ正式なものになっているかどうか、不明点はメモリアルパークのところにも体育協会中心のグラウンドがあります。ところが北谷運動公園の部分についてはスポーツ振興の中での利用というのがあるんですが、あらゆる団体がこの施設を借りたいと思ったときの手続方法、もう年間契約でずっと練習が入っているとかいう場合には、各市民、体育協会に加入しない方々が使えるかどうかという問題、こういうトラブルの問題はどう契約条項上指導しているのかどうか。この辺をお聞きしたいと思えます。

○委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(古川芳文) 1点目でございます。体育協会そのものが法人格ではないということでございますが、平成19年度の収支について参考までにご報告をいたしますと、財団が指定管理者となっておった時でございますが、指定管理料の5%を利益を超えた場合は2分の1市のほうに返還ということになっておりますけれども、平成19年度が返還が36万6,865円という金額があがっております。したがって、5%を含めると収入と支出の差が約118万円程度プラスに

なっておるという状況がございます。そういった面で、体育協会が初めての指定管理者ということになるわけでございますが、団体の中にいわゆる施設の利用で考えられます野球、ソフトボール、テニス、卓球、それからグラウンドゴルフ、またゲートボール、そういうふうな種目を全て網羅しておりますので、そういう人材も指導者として持っておりますので、そういうところもフルに活用できますし、会員も3,800名程度擁しておりますので、いろんな意味で協力いただけるんではないかというふうに考えております。

2点目の一般の方の利用についてでございますが、施設の利用そのものは何ら変わりございません。指定管理者が体育協会になるということだけでございまして、一般の方の利用につきましても通常の使用申請をしていただきますと、今までどおりの利用が出来るということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今まで社会教育施設を使う場合ですね、いろいろ議会で論議をして、インターネットで申し込みが出来るとか、いろんな形であなた方も創意工夫をさせていただいたんだけど、現在、先ほども議案第91号では、向こうは直接入場券を買えば利用出来るんですが、公共施設の申し込みについては今までどおり、どういう状況で申し込みが出来るのか、空いているのが分かるのか、このシステムがですね。今までいきいき情報センターに行くと国分の文化ふれあい館が空いているとか中央公民館の分まで含めてですが、この体育協会が指定管理者になった場合、この空き具合を調べたり利用状況を調べるのはどういう状況に窓口はなるのかがもう少し、分からないんですが。この辺を分かれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 現在の公共施設の利用につきましては、今ご意見がありましたようにいきいき情報センターのほうで利用料金の徴収を行っている所、また直接施設で納めてもらう所ございますが、施設の仮予約システムでどなたでも気軽に施設が空いていれば予約が出来るということでございます。ただし、仮予約をしまして1週間以内に利用料金のほうを納めませんと自動的に仮予約が消滅してしまうということでございます。

あとは、いきいき情報センターに問い合わせをしていただくとか、施設に直接問い合わせをしていただいて、空き具合を確認しながら申請をしていただくという利用方法になろうかと思いません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 課長、そうするとね、変わらないということはね、委託をしたは、窓口、利用状況はいきいき情報センターが業務を、財団の職員が受付業務をやると。名前だけの指定管理者の体育協会という、まあ1万2,000円ぐらい安くなったと言うけど、そこに窓口を、利用状況をいきいき情報センターの職員がパソコンで開くということになってくると、はっきり言って体育協会としては、そういう状況で委託を受けるかも知れないけど、窓口業務は別の団体が業務

をしている、こういう場合は本来財団として体育協会に事務費を請求するような権利も発生するんじゃないかなと。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 申請方法、利用方法については、今までと一切何ら変わらないということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、そういう窓口業務をやることについて、費用の請求はしないという契約条項になっているかどうかですよ。もし私がですよ、そういう業務を、他の指定管理者がしたところの業務をこちらが受け付けてやって許可をしたり入金をしたりすると、当然よその仕事をしているということになる。そこに対して事務費がかかっているわけですし人件費もあるし、その部分についてはやはり明確にしておかないと、契約条項。この法人格でない体育協会、大変な会員さんがおられて素晴らしい活動をしていることは分かりますが、業務はただもう名前だけで、そこに2人の管理人が勤務をしていて利用状況は何も変わらないと言うけど、実務関係に対する支出は請求しないとか、協力するとかという覚書か協定を財団と体育協会と結ぶ必要があるんじゃないかなと。普通ならば、考えるならば他の仕事をただでしてやるというのが通用するかどうかという問題。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 予約システムそのものは所管課がごございますけれども、いきいき情報センターとの契約といいますか約束事の中で、その予約システムに関する利用料の徴収であるとか、そういうふうな業務はいきいき情報センターのほうで行うということにいたしておりますので、今までの業務と何ら変わりございませんので、そこで発生する分はないというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） ということは、前回の財団のとおりでしょ。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） そうです。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 確認ですけど、今後仮にですね、例えば文化ふれあい館とか中央公民館の指定管理者が他の団体になったとしても、結局いきいき情報センターで集金をする、予約確認が出来るかという業務は、財団がいきいき情報センターをやっている限りはですね、結局いきいき情報センターを管理している所がその業務は請け負うということが、いきいき情報センターとの、指定管理者の協定事項に入っているというふうに考えていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） そうです。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 何度も聞いて申し訳ないけどね、財団が委託を受けていたんですよ。そこが窓口として受付業務や使用許可を出すというのは、それは指定管理者が財団だったんですから問題ないんですが、全く別の機関が指定管理者を受けて運営をする中で受付業務をやることについては、費用は全部財団が負担するということになる、何件ぐらいの利用かどうか分かりませんが、そこはぴしっとしておかないと、財団から、何で別の指定管理者のところの仕事までしなければならぬかというのが出てきたときに問題は起こらないか、私も先のことを考えて言っているわけですよ。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 市が持っていますこういう施設につきましての窓口、いわゆる申し込みであるとか料金徴収そのものを、いきいき情報センターに委託をしているということですから、今回の場合のように、体育協会がある施設の管理委託を受けても何ら関わることはないということでございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第91号については、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時31分〉

○委員長（清水章一委員） 次に、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（門田直樹委員「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） いろんな意見出ましたけど、この件につきましては教育部長がお答えになったように、トータルな管理というものは市が本来すべきもので、管理というのは利用状況の管理とかですね、じゃなくて、具体的な管理を指定管理者がするんだよと私は理解しています。そ

れからコンピューターのサーバーですね、サーバーは市が契約をして、その中に置いている物ですから個々の指定管理者がコンピューター管理をしているとかいうことではないと思いますし、先ほど渡邊委員の話にもありましたけど、こういったボランティア団体を育成しスポーツの振興になるものとして、大変好ましいことだと考えて賛成です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第92号については、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成6名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第94号 「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 議案第94号のご説明をいたします。

機構改革に伴いまして関係条例の一部を改正する必要がありますので、関係条例を一括に集めまして、整理をする条例を提案いたしております。議案の資料としましては30ページ、31ページ、それから新旧対照表で言いますと4ページから7ページになります。

新旧対照表のほうをもとにご説明をいたします。新旧対照表の4ページでございます。

まず関係条例の1つとしまして、太宰府市特別職報酬等審議会条例がございますが、その中の第6条に審議会の庶務のところがございます。今回、総務・情報課が総務課に変わりましたので、名称変更で修正をいたします。

それから太宰府市事務分掌条例でございますけれども、総務部の中に、以前建設経済部にございました観光に関する部分、それと総務部にございました国際交流に関する部分が、新たに課が総務部のほうに新設されましたので、観光に関するものと国際交流に関することをこちらに修正をいたしております。

それから市民生活部でございますけれども、介護保険料の賦課につきましては原課に戻りますので、介護保険料の徴収についてのみ市民生活部のほうに残るということになります。

健康福祉部について、国民健康保険税についても同じように、賦課については国保年金課のほ

うになりますので、賦課に関する部分が修正になりますので徴収がここで消えると。

6 ページの介護保険のところについても同様でございまして、介護保険料の賦課につきましては原課のほうに戻りますので修正を加えております。

それと建設経済部の観光に関することが総務部に移管されますので、これが総務部のほうに訂正になっております。

それと太宰府市表彰条例につきましては、委員会の庶務が総務・情報課になっておりましてけれども、名称変更で総務課に修正でございます。

それと都市計画審議会の庶務につきましても、都市計画課でございましたが名称が都市整備課に変更になりましたので、都市整備課というふうに修正をいたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これは前回小柳委員のほうからもご意見出たんですけども、1年前に機構改革をしてですね、1年半後ぐらいにまた機構改革をするということ。

まず1点目は、部長会等で皆さんのご意見を集約してこういった形でまた機構改革をされるということですが、どれぐらいの期間をかけて皆さん方がこの新しい機構改革を考えられたのか、その経過ですね、期間も含めて、経過がどれぐらいあるのかということ。

それから、またこの機構改革をすることによってですね、いったいどれぐらいの予算がこの機構改革のために必要になるのかということ、当然いろんな掲示板等の張替え等も必要になってくるでしょうから、そういったことが1つ。

もう1つがですね、条例の新旧対照表の中にありますけども、総務部の中で新しく、第2条のテのところに出てきてます他部の所管に属さない事務に関することというのが出てると思うんですけど、今回機構改革をされた中で他部の所管に属さない事務というのはいったいどういったことを想定されているのか、これ毎回毎回ついてきてはいるんですけども、どういったことを考えておられるのかということ、この点についてお答えください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず1点目の検討期間でございますけれども、各部から職員1名ずつ検討委員という形で出してもらいました。検討委員会を3回開きました。それにつきましては、当初の目的ですね、さらなるコンパクト化が出来ないかという視点と現状の業務についての問題点について、問題があれば提案をしていただきたいということで3回検討をいたしました。それとその上の上部組織であります事務改善委員会につきましては、4回開いております。検討委員会からあがってきたものを、さらに事務改善委員会、副市長をトップに部長で構成しております事務改善委員会の中で、それも踏まえましてさらに議論を深めた。その中で市長の意向も伺いながら最終的に4回の検討を加えてこの成案になったということでございます。期間としまして

はおおむね3カ月程度でございます。

それと予算につきましては、前回も少しお尋ねがありましたけれども、細かい数字は別にいたしまして電算の費用等が相当膨らむのではないかといふふうに危惧をしておりましたけれども、それにつきましては現行のものを基本といたしまして、必要最小限度で抑えられるようにということで、多分70万円程度だったと思います。それと掲示板の張替え等につきましては、簡易な修正等で済ませるように考えておりますので、大きな金額はないというふうに考えております。

それと3点目の他部に属さない事務ということは総務部にございましてですね、何かと言われますと非常に難しいんですけども、突発的に新しい業務が出てきたときにどこに属するか不明な分につきましては、とりあえず総務部が受けるという形になろうかというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今回の回答についてなんですけど、ということは3カ月間期間をかけたということは、おおむね前回の機構改革から1年経とうとしている段階ぐらいから、例えば9月か8月ぐらいから課題整理を始めてということになるということは、1年ぐらい経ったら機構改革するかも知れないよという予定で、前回機構改革をしてしまったのかということが1つ。

それで、現状課題を出されたということだったんですが、前回の機構改革の中で一体どういった課題が出てきたのか。コンパクト化はわかります、今回コンパクト化されているので。どういう課題が出てきたからこういうふうになったのかということが1つ。

それから、今突発的な事務と言われたのでちょっと関連するかも知れませんが、例えば今回定額給付金とか出てきますよね。こういった問題が出てきたときにどこがやるのかがとりあえずわからないと、そうすると、一番近々で言えば定額給付金の担当はここがやりますよというふうな形で考えていいわけですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず2点目のほうから先にお答えさせていただきますけれども、定額給付金につきましては、まだ国のほうで最終決定をされておられません。案の段階で説明会等がなされております。どこが担当かと言われますと今のところはっきり分かりませんので、総務部のほうで一応説明会等に行つて、庁内体制を作るための会合等に参加をいたしております。はっきり決まりましたら、また庁内で論議をして主管課をどうするのか、それからどういうふうな編成でその事務を行うのかという会議を当然持つようになると思います。そのつなぎの期間としましては、総務部のほうで対応をいたしております。

それと1点目になりますけども、課題につきましては、1年経ったからすぐ見直すということではありませんが、前回、1年半前にいたしました。本来はそれで完結されるべきでありましょうけれども、市長のマニフェストの積極的な推進を図りたいという市長の意向も聞いておりましたし、今までの事務の中で課題、問題点があるなら、この際、整理ができないかというふうなことで、検討委員会の委員さんたちに意見を聴いたということでございます。

具体的に言いますと、細かい事務の所管の問題につきましても意見がありましたけども、一番大きな部分につきましては、前回も全員協議会でお話しましたように、国民健康保険税の賦課と徴収が離れている関係で市民をたらい回しにしているという実態があるので、それについては非常に好ましくないということで、そこら辺の整理の論議が、かなり大きな部分があったと思っております。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 先ほどの機構改革に伴います経費の補足説明をさせていただきます。

機構改革に伴いまして執務室内の配置が若干変わってくるということで、管財課のほうで電気配線、それと電話の配線あたりの経費としまして、今回の補正で110万円計上させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 単純に聞きたいんですが、地域コミュニティ推進、協働のまち推進課のほうに、観光、産業、それからまほろば号、交通体系が建設課のほうから移行しているんですが、どうしてなのかがちょっと理解に苦しんでおります。私だけでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 地域コミュニティのほうにまほろば号、交通体系は別でございます、交通体系は都市整備課のほうにっております。まほろば号につきましては、協働のまち推進課ですべきだという市長の意向もございました。それで、コミュニティのところにバスを移管をしております。

観光につきましてはですね、観光産業課ということでございましたけれども、国際交流の関係と観光を組み合わせたほうがいいのではないかとということで、新たな課を設けております。それで、交流というふうになりますと、当然総務の部門が強うございますので、総務部のほうに持ってきたという経過がございます。それと、以前から観光については独立した課を設けるべきではないかという委員さんの意見も、以前聞いておりました。その部分からいきますと、観光産業課というのを分離いたしまして、交流のほうとセットにした観光という視点で、新たに総務部に観光交流課を設けたというふうな経過でございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今の説明は受けたんですけども、なぜ防災安全係、そこに交通安全も入っていますよね、これ以前建設課のほうにありまして、安全・安心のまちづくりと引っ付けたんですか。

それと同時にですね、観光と交流が一体化したほうが簡素に出来るんじゃないか、新しい係を作られているんですが、これものすごく莫大な事務量及びそういうのがかかってくると思うんですよね、その辺はどのようにお考えなんですかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 交通安全のことにつきましてはですね、以前は建設経済部のほうにご

ございました。それは啓発からハードまで、ソフトからハードまでセットというふうな考え方でございましたけれども、安全・安心のまちづくりのほうで、ソフト部分については協働のまち推進課、ハードについては当然建設経済部のほうにしますと。そういうすみわけをしたいということで、そういうふうな事務の移管になっております。

それと観光交流課が新たに出来たと言いましても、そんなに莫大な費用がかかるということではたぶんないとは思いますが。ただし、交流と観光がセットになって県外に行く費用が若干増えるものというふうには理解しております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 私もちよっと、今の関連ですが、観光係が変更して観光交流課ということで、ちょっとランクアップしたなという感じで見てますけど、太宰府市の将来像、太宰府市をいかに良くしていくというか、太宰府市に関することは、やっぱり観光と国際交流がより強く求められるんじゃないかなと思うんですけど。その中で、いろいろ3カ月間にわたる審議をされたということですが、その中で観光部と言うか、もう1つ上のランクに行くような考え方で話されたようないきさつはありませんか。もうちょっとその辺の内容をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 結論から申し上げますと、観光部という話はございませんでした。まずは観光を中心とするということで、観光交流課という課を新たに作るというのが第一ステップで、部になるかどうかはまだわかりませんが、部になった時の課の再編等が非常に、たぶん難しくなるというふうには思いますので、まずは交流と連携した観光という部分で、太宰府市に訪れていただく観光客の流入を図るという視点では好ましいのではないかとということで、課の独立、独立ではございませんけれども、観光交流課というふうな形にしたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） はい、わかりました。

ということは、太宰府市としてもやっぱり観光をある程度重視しているということで、変更したということですね。

はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 全員協議会でも分かりやすく説明もいただいてですね、機構改革について所管が総務文教常任委員会ですから、総務文教常任委員会で審査をしているところですが。

3つの常任委員会があります。3つの常任委員会でそれぞれの所管を長い期間、昭和30年から3つの常任委員会に分けて審査をしてきたんですが、今会派でどう調整するかという、会派で今後の議会運営をとということなんですが、お聞きしたいのはですね、議会事務局長、議事課長も同

席なんです、他の自治体では当然市長が提案理由説明をする、そして質疑があつて所管委員会に付託をしていると。今回の内容を見ますと、総務文教常任委員会の所管が大変な部分で、今ここにご出席いただいている執行部の数というのは、市の管理職の3分の2に匹敵するような状況なんです。出来れば、他の自治体ではですね、太宰府市でもそうなんです、決算特別委員会、予算特別委員会も全員構成です。今後どういう運営方法にするか分かりませんが、もう付託は全員で、総務文教、建設経済、環境厚生で全員で審査をする。そうすると、総務の内容が環境、建設にも分かるし、他の委員会の内容も私どもも知ること出来ると。だからその運営については、委員長が輪番制で所管になるときに対応するかどうかとか、いろいろ工夫もしなきゃいけないんですが、まず全員構成で議案であれ請願であれですね、こういうものを全員構成に対応したほうが、今ここの中で論議が出ているように、まほろば号の問題にしても、観光の問題にしても全部今まで建設経済常任委員会が熱心かつ審査をしていただいていたのが、総務文教常任委員会に移ってしまうと。そうすると、もう建設経済常任委員会は建設問題と上下水道だけになってくるとい状況があるんですが、一度、議会運営委員会も含め、全員でどんな運営方法にしたほうがですね。ただし、それで日程が多くなるのか、今までどおり3日間の委員会で終るのか。請願についてだけは所管委員会で決めるという状況が、本来の議会のあり方なんです、抜本的に議会改革をする場合に、議会に属することなんです、全員構成で審議することについては、まあ参考意見として、あなた方が、答えられないならば、総務部長あたりに答えていただきたいなと。新たに私としては、今会派で出されている、会派で今後の議会運営についてという問題が提案されておりますが、もう全員構成で審査したほうが、こんな所管が、うちの所管がなくなった、うちの所管は増えたとかという状況もあります、請願以外は全員構成で審査をするというのは出来ないかどうか、協力いただけるかどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 議案の内容と直接関係がないと思いますけども、総務部長のほうで答えられますか。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在の議会運営につきましては、委員会付託が大前提ということで、非常に効率的に運営が出来ているというふうに私は考えています。それで、今回の機構改革に基づいて、議会運営委員会、あるいは議員さん皆さんで論議をしていただいて、どこが担当するのが一番いいのかということを議論の末に結論を出していただければ、それで執行部としてはいいと考えています。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今提案されて、4月1日から機構改革という形で、行政側が検討した結果でしょうけど、今後の議会運営や審議の内容については議会も見直す必要があります。会派代表者会議や議会運営委員会で今後の運営、執行部から提案される内容含めて、やはり議会も見直しを要求することをお願いして、この機構改革に関することについては、当面は賛成をいたしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時55分〉

○委員長（清水章一委員） ここで、11時10分まで休憩します。

休 憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時10分

**日程第4 議案第95号 「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例について」**

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第4、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） それでは、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。新旧対照表は8ページとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今回改正の趣旨は、本条例中で引用しておりました地方自治法第100条の第13項が第14項へ繰り下がったことに伴う一部改正でございます。地方自治法の中に、先の9月議会のほうでご提案させていただきました、議会の会議規則として議案の審査でありますとか、議会の運営に関する協議の場を設けることが出来るという項目が挿入されましたので、それに伴って項の繰り下げを行ったことに伴う一部改正でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第95号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第96号 「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第5、議案第96号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 議案第96号につきまして、説明をさせていただきます。議案書34ページ、35ページでございます。

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を今回改正させていただきまして、附属機関であります太宰府市民遺産活用推進計画策定委員会を設置するものでございます。本日、A4の資料を追加資料でお配りさせていただいております、モデル事業実施要綱の概要を説明させていただきたいと思います。

文化財総合的把握モデル事業ということで、これは文化庁の要綱の抜粋をしたものでございまして、1に趣旨ということで、文化庁において平成19年度文化庁の文化審議会の分科会になりますけれども、こちらで提言がされております。文化庁において、今後歴史的な文化基本構想を推進していこうという基本的な検討を、審議会のほうで文化庁に対して検討をなさいという提言がなされておまして、現在まで文化庁は文化財に指定した物について保護とか支援をですね、文化財保護法によって今までしてきたわけですけども、文化財の指定をしていない有形とか無形の文化財についても、今後総合的に支援をしていく必要があるということから、現在は複数の地方公共団体に対してモデルケースを選定して、この基本構想策定を行っていこうということでござ

います。2にモデル事業の実施の内容ということで書いておりますけれども、事業実施については、計画策定委員会を設置して以下の事業を実施しなさいということで、(1)から(4)まで掲げております。市域内の文化財の調査、あるいは基本構想の策定とか基本計画の策定、また、市民への説明会等を展開しなさいというのが文化庁のモデル事業の実施要綱でございます。

これを受けまして、太宰府市のモデル事業としては、以下のような内容で進めていきたいというふうに考えております。お手元の資料に書いてありますように、全て文化庁の委託事業という予算で実施していくわけですが、1の実施の期間は平成20年度から平成22年度の3年間ということで、概算事業費が3,010万円でございます。平成20年度予算につきましては9月議会ですでに承認をいただいております860万円、平成21年度、平成22年度、こういう概算の予定金額を今のところ考えております。具体的な、3で業務内容を書いてありますが、文化庁の実施の内容にもありましたように、太宰府市では太宰府市民遺産活用推進計画を策定していこうということをして1つには考えております。(2)に、この計画を推進するために委員会の設置を行いたいということで、今回議案の提出をさせていただいているところでございます。委員につきましては15名以内というのを想定しております。(3)に市域内の文化財類型別の調査でございます。(4)に市民等に対する説明会を今後行っていきたいと。

こういう事業を展開をするために、今回附属機関の条例を一部改正しまして、委員会を設置させていただくものでございます。条例は公布の日から施行したいということで考えております。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 以前にも質問させていただいたことがあるんですが、太宰府市民遺産という形ですね、太宰府市は市史編さんで、大変な文化財、国の指定以外の物もたくさんあります。例に出しますと、民話、こういう問題がありまして、私ども住んでいます通古賀の通古賀史というのが行政区の努力で作られました。太宰府市も、皆さんもご存知だと思んですが、五条には以前から金掛天神という、昔は土塁があって、地元の人にとっては有名な、民話の中に出てくる有名な文化財だったんですが、今もう、そういう部分が、金掛天神の社だけが残っているんです。それから通古賀と芝原のちょうど踏切のところに鶴の碑というのが、もう今石だけがありますが、こういう民話が残っておりますし、やはり長者の森だとかですね、そういういろんな民話に出てくる問題、地域によってもいろんな部分もありますが、こういう残さなければならないものについても、こういう事業の中に入り込むのかどうか。太宰府市、地域によってもいろんな、文化財に指定されたものはたくさんありますし、予算上にも出てきますし、太宰府天満宮に関わる問題もあつたりですね、般若寺の五重の塔の問題も重要な文化財として指定されていますし。指定されていない、今出された有形、無形の部分をどう保護し、どう保存し、啓発していくかという問題は、この附属機関の中にある市民遺産活用推進計画策定に関する事項についての調

査審議、市史等含めていろいろ出てくると思うんですが、この辺はどういうふうに考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 今おっしゃいましたように、太宰府市は特別史跡、史跡は全国的にも有名ですし、今後も次の世代に遺していかなくてはいけないということで、大変重要な遺跡がございます。それと合わせて、今おっしゃいましたように、地域にはほこら、あるいは樹木等が残っていて、その樹木も大事でしょうけど、その樹木を遺しておられる今の市民の方ですよね、その方々が祭りをしたり掃除をしたりというのが非常に大事じゃないかなという部分で、そういったものを全体的に把握を、すでに市史とか、展示館というか古都太宰府保存協会で調査している部分もすでにあるんですけども、そういう無形の、地元の方がお祭りとかそういう伝承を次の世代に伝えていこうというのが非常に大事だから、そういったものを全体的に把握をまずはさせていただきたいということで、同じフォーマットというか、同じ様式の中で、今まで調査してきたもの、あるいはまだ調査出来ていないものを今回の調査の中で全体的に把握をして、市民の方にすぐ啓発出来るようなですね、まず資料調査をして行こうと。そして、それを次の世代に繋いでいくためにはどういった方法がいいのかというのを、この市民遺産活用推進計画策定委員会の先生方にいろんなご意見をいただいて進めることが出来ればということで、今回提案をさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 残念なことに、あなたの住んでおられる北谷にトウツバキというのがあったんですね。ところが、やはり管理保存が出来なくて枯れてしまったという経過があります。それから地域によっては、国分では区を挙げてもぐらたたきだとか、どんど焼きとかですね。本当にこう、市全体で見ますと明治、大正、昭和にわたって受け継がれてきた地域の素晴らしい活動があります。そういうものをどう守っていくかということと、それについて、何の表示もないんですよ。ここにこんなに小さな石があるなと思って、大変歴史に詳しい、通古賀にはたくさんの方がおられて、そういう機会がありましたら話も聞かせていただいているけど、全くその歴史についての掲示がされていないと。以前ここから水銀が出ておったとかね、ここは鶴の碑ですよとか、長者の森、こんなものがあつたとかいうのがあるんですが、ある一定そういうものを掲示をしていく、文化財と言うか、ある一定の歴史的なものは観世音寺の地域の中に掲示板が設置されてあるんですが、昭和、平成にわたる文化財をどう保護し、市民に知らせていくかというところまで進んでいただけるのかどうか。この太宰府市民遺産活用推進計画だけは作ったもののね、それが市民に明らかにならないというのは、せっかくこういうものを作ってもらっても、それを市民が知らないならば無意味になるような感じがするんですが、そこまで内容を、今から策定委員も選任するということになると思うんですが、何人ぐらいの方を選任し、今後どうするのかは説明がなかったんですが、これも合わせて説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 委員会のメンバーということで、先ほど説明した15名以内ということで。現在考えておりますのは、識見者5名、市民代表4名、行政関係と言いますか、これは文化庁の指定がございまして、文化財だけではなくて都市計画関係、景観という部分も今後進めていく必要が当然ありますので景観関係の所管の福岡県、行政機関、それと地域振興関係の福岡県の関係者、当然文化財保護課からも加わっていただくということで、委員としては12名、そして行政関係がこれに、建設経済部と言いますか、教育委員会が加わって進めていくということで、進めていきたいと。

それで、今おっしゃいましたように、計画だけ作ってですね、市民に還元と言うか、啓発をやっていくのが非常に重要なことですから、それを今後やっていくために推進計画を作らせていただきたいということで提案させていただいております。

それから、国のほうも今後これを支援していくための策を、模索と言うか、策を作るために今市町村に対してこういうモデル事業でやっておりますから、このモデル事業を国のほうにあげて、さらに支援をしていただくように働きかけもしていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っています。もともと国の古都保存法とか今まで歴史的に作られて、京都とか奈良とか鎌倉は支援してきたという経過がありますけど、太宰府にはそういう法的な部分がなかったというのもありますし、今後文化庁のこういう策が、こういう支援策が出てくると思うんですね。我々のモデル事業を、こういう課題があるとか、こういう形で進めていくというのを提言することによって、文化庁も策を作るとしますので、それを活用して、まちづくりに生かしていければなというふうに思っておりますけど。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） 問題はその、さっき市民代表とか、今課長から報告をいただきましたけど、やはりこういう市民遺産活用ということになってくるとですね、やっぱり専門的な方を選んでいただかないと。一市民では太宰府市の歴史だとか、あれだけの素晴らしい市史をどう活用していくのか。国の文化財としては太宰府市は全国一だと思うんですよ。これだけ毎年7億円近くの史跡の買い上げもやり、文化財も保存し、全国に誇れる文化財があるんですが、これに目が向けられるんじゃないかと、やはり私どもの民話の中、神話の中、そういう状況をどう保護していくかも含めて審議もしていただかないとですね。そしてそれを、市民に継承させていく、これが必要じゃないかと思うんですが。15名の中で全く分からなくて、そういうものがあるんですかという状況じゃ、私はあまり効果がないと思うんで、そういう市民を選ぶ時には検討をですね、よほどしていただきたいなど。地域の神話、昔のこういう話があったとかという部分も含めて、選ぶ必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺は内部検討いただけますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 当然、学術的な識見を有された方というのは九州国立博物館とか九州大学、太宰府市の研究というのがやはり鏡山教授ですかね、この九州大学のほうから繋がってきた

という経過がありますし、九州大学からも参画をいただくという形で、今検討をしております。市民の方におきましても、今まで太宰府発見塾とか、九州国立博物館を愛する会という団体もごございますし、さまざまなそういう歴史的な活動をされている団体等から参画をいただきたいということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） まず予算のことですけれど、平成20年度9月の補正予算で出て860万円、平成21年度は年間で890万円、30万円の差しかないわけですが、実際に平成20年度9月に補正があがって承認されて以降来年の3月までに、この860万円、まあ概算でしょうけれども、どういった活動計画をされているのかということが1つと。

それから今回初めて委員会の設置ということで、条例の改正が出てきているわけなんですけど、この委員会が設置されればですね、当然この方たちの費用弁償等が発生してくると思いますけども、実際にこれが承認されて、いつごろからこの委員会が活動を始められるのかということ。

それから、さっきの武藤委員の質問にも関連しますけども、実際に文化財調査は古都大宰府保存協会とか市史資料室なんかがされるわけですけども、その文化財の調査をした方たちが推進計画策定委員会の中に入らないのか。もし入れるような計画がないとすれば、実際は調査をした方々も、やはり代表なり何なりの方が策定委員会の中に、私は入るべきではないかなというふうに考えているんですが、この辺りは所管課はどのようにお考えですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成20年度の予算は9月議会で承認いただいておりますので、委員会の実際の進行というのは、承認をいただきまして今から進めてまいりますので、1月末から2月始めには第1回目の委員会を開催して、基本的な説明等を行って進めていきたいというふうに考えております。

調査、予算の860万円の概要といたしましては、古都大宰府保存協会への文化財調査の委託が約400万円ほど考えておりますし、この推進計画を策定するためのコンサルタントへの委託等もごございます。それと今おっしゃいましたように、委員会の報酬関係ですね、賃金等も合わせていただいております。

それと、この策定委員会に、調査に加わる方が入るべきじゃないかという提言でございますけど、具体的に、調査につきましては古都大宰府保存協会に委託をですね、すでに予算自体は承認いただいておりますから動いておりますので、具体的には古都大宰府保存協会から公募をかけて、市民の方に調査に加わってくださいよ、市民の方に加わっていただいて、この調査を進めようという考えを持っております。今後そういう市民の方に、多くの方に加わっていただいて、一緒に進めていこうということで考えておまして、具体的に調査に加わった方がこの委員会に必ず入るといような形では、今のところちょっと考えきれてないんですけど。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） その中で、一番最後の3番目の業務内容、（2）で15名以内ということですが、これ人数はわかりますか。市、福岡県、国博、大学、ボランティア、その辺は何人ずつ予定されていますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 識見者といたしまして九州国立博物館、九州歴史資料館、九州大学等含めて、太宰府発見塾関係5名ですね、識見者。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） この市、県、何人ずつ考えているかということを知っているんです。太宰府市で1名ですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 識見者が太宰府市で何名かということですか。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 15名のうちの、太宰府市、県、九博、大学、ボランティア団体ということで、おのおの何名ずつ予定されているかということです。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 識見者が5名、市民が4名、行政機関が3名、この行政機関と言いますのは福岡県の文化財保護課、都市計画課、地域振興の担当課でございます。これに行政機関、市の行政機関が建設経済部、教育委員会、部長ですね。

（佐伯委員「ボランティア団体は何名」と呼ぶ）

○文化財課長（齋藤廣之） ボランティア団体と言うか、市民が4名ですね。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 私はその辺を聞いたかったんですよ、ボランティア団体ということで、ある程度太宰府市を分かっておられる方じゃないとですね。ボランティア、ボランティアと言われても、委員になられて分かるかなということを感じたわけです。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 今考えておりますのは、商工会青年部のほうから出ていただきたいということが1つと、九州国立博物館を愛する会、水城跡を愛する会というようなNPOの関係者もおられますということで、そういう方々に参画いただければということで考えております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） さっきの質問にもちょっと関連しますが、文化財調査を古都大宰府保存協会から市民に調査を委託して、市民が実際に調査をするというお話だったんですけど、調査内容を丸投げして委員会に持っていくわけではなくて、当然その文化財調査の主管になっている古都大宰府保存協会に調査結果が集まってきて、それを委員会にあげてくるわけですよ。ですから、私が言っているのは、例えば文化財調査に関わっている何らかの団体からきちんと1名、市民代表になるかどうか分かりませんが、それを必ず入れるべきじゃないかということが1つ

と。

今おっしゃったように、例えば水城跡を愛する会とかそういったボランティア活動やっ  
しゃる方、確かにそういった歴史的なことに興味はお持ちかも知れないんですけども、そうじゃ  
なくて、市域全体を広く見ていただく形の、ご意見を持っている方のほうがね、私はより平等に  
ものが見れるんじゃないかというふうに考えます。確かに水城跡も非常に重要な史跡ではありま  
すけれども、そこを愛する会の方というのが果たして市域全体を見た時に、平等な意識で市民的  
な文化財を判断が出来るのかどうかというところに私は若干疑問を感じますので、むしろ、もう  
少し高所大所からきちんとご意見をいただける市民の方を選ぶ基準というのを設けたほうがよ  
ろしいんじゃないかなと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 1点だけ。窓口は教育委員会ということで考えてよろしいんでしょうか  
ね。と申しますのは、先ほど武藤委員のほうからもいろいろと、市内のいろいろと由緒がある  
ところの話ございましたけど、国分の旧3号線の、そのまた旧3号線の狭い道があるんですが、昔  
宰府参りのメイン道路で昔は旅館とかもあった所なんですけど、そこに衣掛天満宮というがありま  
して、地域全体でそこを掃除して、活動をされているんですが、ぜひそういうふうな縁起と言  
いますか、いわれをですね、何かしら設置して欲しいということがあったんですが、そういうふう  
なことは、おそらくこの委員会になるんじゃないかなろうかと思いましたんで、その辺のことをち  
っとお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 衣掛天満宮ですかね、そういった、市内には多くのそういうほこらとか  
塔があって、地元の方々にそれをお祭りして、また次の世代へ繋いでいこうという活動をしてい  
らっしゃるわけですから、そういう関係の、有形と無形の、そういう地元の方々の活動内容も含  
めた部分の調査をこの中で進めていって、また市民の方にそういったものが太宰府市には数多く  
あるんですよというのを啓発していくというのがまず大事だろうということで、そういう掲示板  
とか啓発の方法については、今後十分、いろいろ検討させていただきたいというふうに考えてお  
ります。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） あと1点だけ。これはいずれ太宰府市が目指しているまると博物館構想に  
繋がってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方を、分かればお願いしたいん  
です。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 1つは、歴史まちづくり法という法がですね、施行が最近されたとい  
う部分もありますし、それを進めていくための資料と言いますか、特別史跡だけではなくて、そ  
ういう文化財を支えている無形の市民の活動というものが非常に大事ですよというのを国のほうも

言っています。そういったものをまずは調査させていただいて、今後のまちづくり、歴史まちづくり法の中に織り込んで進めていくというのが、この調査も有意義に、この成果をまちづくりに生かしていくことが出来るというふうには考えてはおります。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について」**

○委員長（清水章一委員） 日程第6、議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。新旧対照表の10ページをご参照いただきたいと思います。

左側に、現行の太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第12条を載せております。第12条第1項第3号で、他の地方公共団体の職員ですとか、国家公務員、あるいは公庫など、そのような公的団体と派遣交流等をした場合につきましては、年次休暇の繰越日数を引き続いて付与しますというような規定を持っておりました。そういうふうにしておりましたが、国の行財政改革の一環といたしまして、国民生活金融公庫ですとか、農林漁業金融公庫、あるいは中小企業金融公庫などが、株式会社日本政策金融公庫として再編をされました。そういうことから、公庫との派遣交流等の今後発生する事案がございませんものですから、公庫という文言を削除するものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 現行と改正の関係で、土地開発公社というのがあるんですね。太宰府市にも土地開発公社があるんですが、この土地開発公社の職員は総務部で兼務をしておりますが、この土地開発公社というのはこれに該当するのでしょうか。兼務という状況が出てくると、20日以内に繰り越すことが出来たのが、土地開発公社の職員とされている場合はどちらが最優先されるのか、この問題がちょっとわからなかったんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 公有地の拡大に関する法律に基づく土地開発公社の職員は現在おります。市の職員が本務でして、公有地の拡大に関する土地開発公社のほうを事務取り扱いという形で、主は太宰府市の職員、従として土地開発公社の事務を取り扱っているという形で現在行っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからこの条文でいくと、さっきも言いましたように、いろいろ行政改革によって、全部、九州大学だって直ちに辞めれば失業保険がもらえとかね、そういう株式会社にしていったために、年次休暇の繰り越しがもう認められませんよという状況の中に、太宰府市では、この条文については該当がないというふうに見ていいでしょ。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 繰り越しがあるという形で、まだ持っているという形で考えていただいて結構です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 太宰府市ではもう該当がないと、職員に関する休暇について、この中で、繰り越しはあるかも知れないけど、法人のうち規則で定めるものに使用される者とか、そういう部分では、別に、今までの職員規則の中で関係がどういう部分にあるのかなと、私もこれをいただいた時にわからなかったんですよ。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 左側の、現行のアンダーラインを引いたところだけが削除という形になりますので、アンダーラインを引いたところは、公庫の予算及び決算に関する法律に規定する公庫、そこだけを外しますので、その前の公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公社はそのまま持っているということでございますので、休暇関係も引き続き市のほうで、職員が来れば与えるという、変わらないということでご理解いただければと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前は選任の職員を置いていた経過がありましたからね、それはもう今ありませんからね。

はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。  
したがって、議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議案第98号 「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長（清水章一委員） 日程第7、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
執行部の補足説明を求めます。  
協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。条例改正の新旧対照表の11ページをお開きいただきたいと思います。

民法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容といたしましては、第2条、及び12ページの第9条におきまして民法の規定から引用していたものが、民法の条文が廃止され地方自治法に規定されましたために改正するものです。

それから11ページになりますが、第4条の改正につきましては、地方自治法施行規則の条例番号を第2条に規定することから、削除するものでございます。

12ページになりますが、第6条第1項第4号の改正につきましては、事務所を、主たる事務所に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。  
質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 表現上、地縁団体の印鑑登録という、この地縁という部分についてですが、福岡市であれだけ問題になった、お寺の議事録偽造して墓苑作ろうとかいろいろ問題になったような経過があるんですが、この地縁団体というのは、太宰府市のいろんな、神官のいない、行政区で管理しているお宮がたくさんあります。各区ですね。そういう状況や、文化財の買い上げによって区有財産ですね、それから水利組合、こういう状況の部分が地縁団体に該当するのかどうかですね。そうした場合は、地縁団体として登記をし、先ほど今課長から説明がありました12ページに認可地縁団体の主たる事務所の所在地、こういうものが登記上必要であって、印鑑証明の交付を受けた時には定款、また団体とかが市にびしっとしたものが保管されているのかどうか。もともと法人登記簿に基づく印鑑証明は法務局で受けているわけですけど、市がそういう地縁団体に対する印鑑証明を出すような内容というか、この辺をもう少し補足説明いただければと思います。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 1点目の関係でございますけども、地縁団体として登録される部分でございますが、地方自治法等に定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た、いわゆる自治会、町内会といった部分で、例えば婦人会とかスポーツ団体とか、そのように性別や活動の目的等が限定されているものは地縁団体とは言わないということになっております。

それから2点目の印鑑登録の関係ですけども、現在太宰府市に認可地縁団体として登録されている団体が1団体ございます。それにつきましては松川のほうにあります万葉台の自治会が認可地縁団体として登録されております。その団体につきましては、市のほうに印鑑登録をされているということになっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一番問題になるのはですね、行政区にお宮なんかがあるんですね。そうすると、お宮が代々、代表者だとか行政区長さんだとかが代表者になって管理をされてきている。ところが、現実にもうお宮の管理もなくて、以前般若寺にありましたお宮も廃止になって今更地になっているようなんですが、こういう地縁団体としてさまざまな問題が出て、あとから裁判問題になると言うか、個人の区長が代表者を務めていて処分をされるとかいう場合、行政区できちんと協議がされて資産の処分の分配が出来ればいいんですが、地縁団体として登録義務が必要とされる場合とされない場合とあるんですよ、区有財産辺りですね。だから史跡の買い上げを見ておりましたが、山林組合というのがあって、代表者が常に会議を開いて史跡の買い上げについては代表者によってきちんと配分がされている。本来はこれ地縁団体と思うんですけど、これは任意の団体となっている状況があるようなんですが。

この1団体しかない。だから、今後地縁団体としての水利組合だとかいろいろ、任意の団体は本来は地縁団体になるんじゃないかなと思うんですけど、そういうものはおおらかと言うか、だ

いたい自主団体に任しているのかというふうになるのかよくわからないんですけどね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 地縁団体として認可、法人格を得るためには4つの要件というものがございます。

地方自治法上でございますが、1つとしましては、認可を申請する団体がスポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持形成のために地域的な共同活動を行っていること。

それから2点目としまして、地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして相当の期間にわたって存続していること。

それから3点目としまして、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。会員であれば子供でも構成員となれるようです。

それと4点目としまして、規約を定めていること、という4つの要件を満たすものということになります。

ですから、原始的な問題点としては、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、という部分になってこようかと思います。ですから構成員皆さんの賛成を得られた形で、認可地縁団体の登録をするということが一番、いざ認可団体として登録される場合に問題点となろうかということと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今の質問でふと疑問がわいたんですけど、今回自治会に移行する発表をされていますけど、そうすると、今の要件に関して自治会というのは要件にあてはまりますよね、認可地縁団体としての。ということは、今後例えば、今は1カ所しかないということでしたけども、市としては今後自治会に移行することにあたって、自治会を認可地縁団体として認めていくということ考えていいわけですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 現実的には、今の段階でも認可地縁団体としての登録は、要件を満たしておられれば出来るということになっております。ですから、今回新しく自治会制度の移行という問題とは直接の絡みはございません。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） いや、ただ、さっき武藤委員がおっしゃったけど、行政区で持っている財産とかがあるじゃないですか。それは行政区として持っていたわけだけど、今後自治会になれば任意の団体ですよ、自治会は。そういった財産をどういった形で管理していくかというときに、印鑑登録とかそういった問題は発生してくるんじゃないか、財産の所有権とかを考えるとどうすね、発生するんじゃないかと思うんですけど。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 現在でも実質的に、区有財産と言いますか、そういった部分については、例えば役員さんの共有名義とか、そういった形で登記されているかと思います。現実的にその段階で、なぜ認可地縁団体に現在申請がされていないのかということにつきましては、先ほど申しました3点目、全ての個人が構成員となることができという部分で、なかなか現実的には認可地縁団体の申請が難しいのかなというところだと思います。

いわゆる自治会、もともと今でも任意の組織なんですね。地域の住民の方で組織された、まあ名称的には自治会と言ったり区と言ったりということがございますけども。市のほうで行政区の設置に関する規程で規定しておりますのは、行政区の区域を規定しているということがございます。行政が区として認めていると言うか、そういった形には規定上はなっておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 最終的にはね、私も経験があるんだけど、個人の話をして申し訳ないけど、私は池を所有しています。ところがその漁業権と水利権があつてね、漁業権は直接交渉されて売買契約が出来たけど、水利権はどうしても太宰府市が一度受け入れていただかなきゃならないと。太宰府市が水利権を受け入れて、そして関係の水利組合に返すという方式を取らないと課税対象とか、いろんな部分が出てきたような経過があるんですね。だから漁業権や水利権はいろんな部分で、漁業権は個人売買、水利権は行政が中に入って一時受け入れてやって支出をするという、こういう状況、底地はそのまま残っている、こういう状況があるんだけど、今後行政区で地縁の団体に認可されない場合、行政内でさっきも話したように、行政区にある財産としてこういう処分をする場合は、行政が一応受け入れていただいて、行政が売買を契約してもらって地元に戻すという方法が今までも何か所か、何回か私ども説明を受けてきたんですけど、そういうものは今後も行われるのかどうかですよ、地縁団体として登録していない団体がありますから。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地縁団体は、今言われているある一定の区域の中の地縁の方たちですね、太宰府市で言えば行政区とかいう組織があります、あるところは町内会とかいうところもあります。そういうところには、終戦後、町内会組織とか、いろいろの、諸々の政治的な要因があつてGHQのほうで解散命令を出しまして、そういう所有権は一切認めないと、だから区有林とかいうのが当時あつたということを知っています、それがずっと戦後なかったんですね。ただ、いろんな区域の活動の中で、財産を持ってやっているとこが出てくるわけです。しかし法人格がないので、いわゆる人格がないので所有権の登記ができないわけですね。

そういうものを、地方自治法が改正されて、ある団地の中で、現実的な話をしますと、例えばマンションの管理組合みたいに浄化槽とか、団地の中に水道を自分たちで管理運営されている、そこがどっかの団体と一緒にいる時に、自分たちの財産は自分たちの財産ですよということ

で、この財産については自分たちで管理をするための所有権を主張したいということで、そこに住んでいる方全員が地縁団体を構成して行うということになります。

だから今おっしゃっているのは水利権の問題とかそういう権利があると思いますけども、それは法的なものじゃなくて慣習法上そういうものが認められていて、水利権がある人が、地域の人全部水利権を持っている。それを管理しようとかいうことが出来るかどうかわかりませんが、全体がやるという形の中で地縁組織という形になるだけで、現実的にはですね、団地が出来ているところで、実例を出しましたけども浄化槽とか上水道、そういうものを松川区と一緒にする時に、この分は自分たちの団地の分の財産だということとされていると。

で、もう1つあったんですね、団体が。大原団地、あそこは別に区がありましたよね。区の中で公民館とかいうものを管理されていたんですけども、松川区と合併する時に公民館は自分たちのところの財産だということと、この地縁組織を作られて管理されていたんですよ。しかし、いろいろな問題があって、管理が自分たちでは出来ないからこの公民館については松川区のほうと一緒に管理して欲しいと、解散しますよというような、そういう実例もあるということと。

そういうのが地縁組織ということですので、例えば、ある区に何人かの役員さんが持っている区有林ということで本当はあるけども、何人かの名義でされていると。そこを地縁組織に、先ほどの行政区を地縁組織にするということになると、行政区の全員が地縁組織の構成メンバーになって、いろいろな財産に関することはその人たち全員の決議がいるということになってきますから、それはもうそこそこで、地縁組織にするのかされないのかは判断されてすべきもので、行政のほうで行政区を地縁組織にしますよとか、そういうことは全然考えておりませんし。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前12時2分〉

○委員長（清水章一委員） ここで、午後1時まで休憩します。

休 憩 午後0時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後1時00分

日程第8 議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」

○委員長（清水章一委員） まず、委員会の再開に先立ち委員の皆さんへ、午後から新たに1名の傍聴を許可いたしておりますので、ご報告申し上げます。次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、総務文教常任委員会を再開いたします。

日程第8、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

それでは、補正予算書の歳出、16、17ページをお開きください。

まず、各課の職員給与費の補正につきまして、38、39ページの給与費明細書と合わせて総務・情報課長から一括して説明を受けたいと思います。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今回、補正予算といたしまして、給与費関係38ページ、39ページでございます。

一般職員の分の給与費、一般会計につきまして給料はトータルで995万6,000円の減額として計上させていただいております。この分につきましては、育児休業でありますとか、その辺の減に基づきまして給与費の減を出しております。人数的には当初予算から比べまして、再任用を含めまして6名の減という形で、人数は減ってきております。

あと、手当関係につきましては、主に退職手当組合の負担金、これが約800万円ほど増額になっておりますが、この分は勸奨退職と、勸奨が出ますとだいたい800万円ぐらい特別負担が出ますので、その分の大きなものとしては増となっていてございます。それ以外のものは減という形で、調整としてトータルでは、給料と職員手当のトータルで122万4,000円の減となっております。

共済費につきましては、これは毎年率のアップが若干行われる関係で104万7,000円の増という形になってきてございます。

職員手当の内訳につきましては、ここに、いろんな手当ごとに、それぞれの手当の数字を出してきてございますが、先ほど申し上げましたように、退職手当組合の負担金が大きな増としてあがってきてございます。

それ以外のものにつきましては、級別定数のほうで、今年の1月1日現在と今年の10月1日現在で、右側の39ページの表のウで級別職員数を出してございますが、退職等に伴いまして人数的に減ってきているということでございます。

そういう形で、今回、一般会計といたしましては給料で995万6,000円、手当関係で、職員の手当関係で71万1,000円の増、退職手当負担金で802万1,000円、4節の共済関係で106万1,000円の増、合計で、トータルでは16万3,000円の減ということで、給与費関係を各所属の款項目ごとに振り分けて計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳出の上から順に審査を行います。

16、17ページ、2款1項1目一般管理費、4目広報費、7目財産管理費について、各所管から説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の行政区関係費、報酬8万5,000円の増額補正につきまして、ご説明いたします。

区長報酬につきましては平等割と世帯割によって支出をいたしておりますが、このうち世帯割につきまして、予算編成時における見込みから増加したことに伴う追加補正でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 続きまして、広報費の市政だより関係費、18節の備品購入費でございます。

広報活動にカメラは付き物でございますが、今現在、技術革新で、昔のフィルムカメラからデジタルカメラを使っておりますが、1台しかございません。それも平成16年に購入いたしまして、時々色むらが出てきたりしております。それと広報行事が重なっていく時には、1台しかありませんので個人のデジタルカメラを持って活動をしている状況がございます。したがって、もう1台デジタルカメラ一式を購入したいということで29万1,000円を計上させていただいております。

なお、歳入の3万1,000円諸収入であっておりますけれども、それは以前のフィルムカメラを売却しました金額、3万1,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 続きまして、公用車管理関係費についてご説明いたします。

まず11節需用費の燃料費でございますが、ガソリンの高騰による予算不足となるため86万1,000円増額、また修繕費につきましては、車検時等におけます修繕及び塗装等に費用を要したため25万円の増額を計上させていただいております。

次に、14節の使用料及び賃借料の自動車通行料でございますが、前年度末より公用車につきましてETCを設置いたしまして、本年度予算から管財課で一括して予算化しましたが、見込みよ

り使用回数が多かったため10万円増額補正をお願いするものであります。公用車管理関係費としまして、合計121万1,000円補正計上させていただくものです。

次に、庁舎維持管理費についてご説明いたします。庁舎維持管理費としまして合計で341万円補正計上させていただいております。

まず15節の工事請負費の営繕工事としましては、先ほども機構改革の中で若干ご説明しましたが、庁舎執務室内の配置が変更となることから、電話、電気配線移設工事を行う必要があるために110万円。

また臨時工事としましては、現在のこの全員協議会室、ちょうど真ん中辺りなんですけど、その窓側から雨漏り、また、この下の4階の大会議室で雨漏りがしております。現在は仮復旧という事で水は止まっておりますが、その応急対策工事としまして231万円補正をさせていただくものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） これについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 広報費のデジタルカメラ一式なんですけど、何台購入されたんですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今回補正しているのは1台、一式です。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） これ、一眼レフカメラですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） はい、そうです。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 29万1,000円、一眼レフカメラと、他には。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） バッテリーと付属品一式でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 家電量販店とか行くと・・・29万1,000円のデジタルカメラというのは見たことないんですね。今もけっこう値が下がってきて、例えば7、8万円で買えたりするものもあるんですけど、そんな高級な。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 平成16年に買いました分が850万画素の分でございます、今回購入したいと思っておりますのは1,500万画素の分で、見積もりを取った数字でございます。実際購入する場合には、少し値引きがあるかというふうには思っております。

（長谷川公成委員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずカメラなんだけど、どうせ買うならという形で、以前議会でもそうなんですけど、エフワンとかエフスリーとかですね、こういう状況の中で、一眼レフのデジタル、報道用のカメラと思うんですが、今まであったものが雑入の、13ページの総務費雑入3万1,000円、今課長が言われたやつに、処分をしたという形で雑入の3万1,000円がこのデジタルカメラの購入費の中に計上されていると。処分されたカメラはやはり一眼レフに、当初どれくらいで購入された金額だったんですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 購入価格が備品台帳によりますと不明な部分もございますけども、フィルムのカノンの一眼レフが1,000円で売却が出来ました。それと他にも、アサヒペンタックスとかレンズとかカノンの一眼レフのカメラ、3台ございましたけれども、それも1,000円とか5,000円とか、レンズも含めましてですね、諸々あわせますと3万1,000円で売却が出来たというものでございます。

金額が分かっておりますのが、ペンタックスのカメラが当時、昭和61年でございますけども10万4,000円ぐらいで購入しております、それ以外につきましては購入金額が不明でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今古いカメラというのは大変値打ちが出てきてですね、インターネットでも相当高く売買されているんだけど、そういうインターネットで公売をするというのを考えると、もう少し、3万1,000円じゃなくて高い金額で処分できたんじゃないかなというような感じがしたんですけど。今後処分するときにはですね、カメラの下取りをするよりも公売にかけるとか競売にかけるとか、こういう処分をしますよというものは今後は検討してほしいなど。古いカメラの部分について見ますと、本当に高い値段がついていますよ。そういうこともちょっと参考にさせていただきたいなど。

それからですね、庁舎が出来て、昭和59年に新築してきたんですが、当然見てですね、外観もその部分についてもあまりいい色ではないんですが。見ていただいたらですね、この部屋もそうなんですけど、出来た時にはわからなかったんですが、下地にパテの跡が出てきているんですね、全部。貼り付けたときの糊の跡が出てきているというのがどこの部屋もだいたい同じ状況なんですけど。ところが、皆さん知らないと思いますが、真ん中に入っているストライプ、これ10金なんです。金。大変貴重なものがね、この間に入っているんですよ。歴史が古いからもうわからないと思うんですが、作るときにですね、大変貴重なものがありましてね。だから将来庁舎のメンテナンスをどうするかですね、古くなってきますとこういう形で下地が浮き上がるというような状況もあるし、メンテナンスをかけてやはり長期的に使える方法も考えないといけないなど、特に雨漏りは一番大事ですから直さなきゃいけません、将来の部分についても、庁舎の見直しもする必要があるんじゃないかなと、ちょっと検討課題にさせていただきたいなというふうに思っております。

それからですね、先ほど退職手当組合についてということで、今後退職、長い間市にお勤めいただいた方が退職するんですが、これとの関わりがありますので補正予算書の38ページ、先ほども給料の退職金とかそういうものが総括的にはここに載ってるんですね。

まずちょっとこう、分からないのはですね、給与明細書で説明がありましたが、その他の特別職が12名増えているんですよ。市長さんと副市長さん、議員が20名、その他の特別職が908名であったと、合計930名であったというのがあるんですが、その後の補正の関係で、その他の特別職は改正前は896名、こういう状況で、比較してその他の特別職のこの12名34万9,000円が何かの変動があったのかということですね。

それから先ほども説明がありました退職手当組合の関係もありますが、まず、退職手当組合の負担額は今後どういう状況でですね、増えていくのかということ。

それから右のほうの現在の等級別職員数を見ておまして、10月1日現在は290名、1月1日現在は300名という形で、ここで10人減ったままになっているという数字があがっているんですね。来年度の部分で見ますと、もう今度は280人ぐらいになるんじゃないかなと、追加の職員の募集を7名ぐらいされると思うんですが、こういう状況と。

それから退職勧奨があった場合はまた手当の関係が増えるんですが、そういう内容については、戻りますが17ページの退職手当組合負担金は全体的に、この総務費だけではなく他の所管にもたくさん出てきます。全体的には退職手当組合の負担額が大きな負担に、退職勧奨が出たときに対応的なものはどういうふうに執行部で、幹部会でも論議されているか分かれば、報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず1点目の、38ページの給与費明細書、特別職のところのその他特別職でございますが、この分につきましては審議会委員でございますとか、そういう委員さんを含めての、その方たちの変動でございますので、補正前の896名から908名になったということは、新しい委員等の増が12名あったということで、報酬が34万9,000円増えたという形でございます。細かな内訳につきましては今持ち合わせておりませんので、経営企画課が補正予算の要求の中から拾い上げた数字をもらってきておりますので、また後ほどでもご説明したいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 補正後は908名になり、先ほど可決した文化財の部分でまたこれに15名増えるというような状況にもなるだろうし、こういうその他の特別職がどんどん増えていくのか、見直して減額していくのかというのは検討されているかどうかですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） それにつきましては、審議会の委員については随時見直しをすることにしておまして、庁内でも改正のたびに人数が適正かどうか、減らせないかどうかというのを審議しております。そういうことで、増やさない方向で極力いきたいというふうに考えて

おります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 見ていただいたら分かりますが、はっきり言って人員も多いと思うんですが、議員報酬よりもその他の特別職の報酬のほうが額が大きいんですよ、見ていただくとですね、38ページ。だからこれをどうしていくかというのが大きな課題だと思うんですね。だから、そこら辺も含めて検討する必要があるんじゃないかなと。一方では、職員はどんどん減っていくという状況もありますし。

それと同時に、この数字を見ますと、特に等級区分では1級職、2級職は6名、3級職、4級職というか、主査、それから主任主査が中心になり、5級職の参事補佐、所長クラスが多くなってきている状況で、将来の太宰府市の職員の機構が大幅に変わってくるなという感じも心の中では出てくるんですね。将来の機構改革をどうしていくか、管理職ばかりになっても、下がいなくなると仕事が出来なくて大変だと思いますので、将来の計画も出していく必要があるんじゃないかと思いますので、その辺は私ども今後また予算特別委員会でも質問させていただきましょ、内部検討しておいてください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 公用車管理関係費で燃料費ですけど、燃料は月に、市役所は1カ月どれぐらい、何リッター使われているわけですか。その辺ちょっと参考に、分かったら。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 本年度につきましては、月1,313リッターですね、平均しまして。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） はい、分かりました。急にガソリン代が高くなったということで、その割合で出せば出てくると思いますけど、1,313リッターですね。はい。

その下の修繕料ですけど、25万円、ちょっと内容を詳しく、1台だけですか、何台ぐらいでこの金額になったんですかね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） これにつきましては、年間持っています修繕料が大幅に減りまして、当然今後も、3月まで修繕費はある程度確保しておかなくちゃいけないということで、今回補正させていただいているものです。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費について説明をお願いします。

総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 企画総務費、13節委託料69万5,000円、15節工事請負費143万9,000円をIT推進費として出しております。

委託料につきましては、基幹業務のシステム委託ということで、今回の機構改革等に伴いまして納税、徴収関係をそれぞれ、元の国民健康保険税でありますとかそういうところを分けた関係で、システムを3分割する関係で69万5,000円計上させていただいております。

15節の営繕工事として143万9,000円は、包括支援センターを看護学校跡地のほうで今回直営で行うということがございましたので、そこにまず光ファイバーを引いていかなければならないということ、そして支援センターの中でシステムの配線関係を作らなければならないということ、そういうことから営繕工事として143万9,000円計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先日の全員協議会でね、一時的に消防署を、仮設庁舎を作ると。そうするとあの広い面積の中で、現在ある建物の中で、今社会福祉協議会は完全に明け渡して、あそこを包括支援センターとするのかどうか。だからあそこの配置関係というのは、消防車というのは緊急に出ていかなきゃいけません、特にあそこのトーホーのところの踏切がしょっちゅう下りて渋滞しているわけですね。踏み切りわたったらただちに信号があると。こういう状況で、消防車、今の消防車はいつでもどこでも出られると、右であろうと左であろうとですね。ところが今の看護学校跡地で通古賀とか観世音寺辺りになってくると、まず踏切で引っかかる可能性が強いと。こういう状況も考えられるんですが、まず配置関係、どういうふうに変えられているんですか、包括支援センターと消防署の仮設の場所。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず包括支援センターでございますけれども、以前社会福祉協議会が入ってありました事務室に入ります。消防署につきましては、別にあの敷地内にプレハブを建ててはどうかという検討段階でございます、決定ではございません。ご指摘のとおり、踏切で時間がかかるというのは当然承知の上で、他に場所があるのかということも含めて今検討されておりますけれども、有力地としては今のところあそこで検討がされている状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今の、ちょっと関連しますけど、もしあそこの敷地内に地域包括支援センターと消防署が一緒に入るとして、出口、出入口ですよ、出入口はあそこ1カ所だけでされるのか。もし、仮定ですけど同じ敷地内ということになったら消防署の出入口はせめて別にするとか、そういった考えは持ってあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まだ詳細は決まっておりますけれども、仮の消防署のほうにつきまし

ては別にプレハブを建てて対応する方向で検討されておりますし、出入口につきましてはけっこう広がりますので、一緒に車が2台そこに、出入口でどうこうという話にはならないのではないかと考えておりますけれども、それも含めまして今後検討、決定というふうになると思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう1つは、消防署が出来るまでは債務負担行為で年数かかりますよね、そうすると夏場の市民プール、この駐車場として今まで開放してきたんだけど、ここを教育委員会、市民プールとの関係で、消防署、包括支援センターを置いた場合、市民プールの一時的な駐車場というか、これはどういうふうになるのかどうか。消防署の部分で、駐車場をですね、市民プールの駐車場は確保出来るのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今のご質問ですが、市民プールの臨時駐車場といたしましては、門から入った左側の広いスペースを利用いたしております、先ほど出ておりました消防署の仮設の部分については入口入って右側の部分になりますので、プールの駐車場には影響はないというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

22、23ページをお開きください。

3款2項4目学童保育所費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 学童保育所管理運営費の23節償還金、利子及び割引料の放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金について、ご説明をさせていただきます。

この補助金につきましては、1つとして、学童保育所の管理にかかる支出額、これ食糧費を除きますが、これから保育料などの収入を引いたものを1つの運営経費と認められます。またその一方で、県で定める基準額というのがございます。この2つのうち、いずれか低い額の3分の2が県補助金として出されるような仕組みとなっております。今回、平成19年度におきましては、実支出額から実収入額を差し引いた運営経費のほうが低額ということで、こちらの3分の2が出るようになっております。年度当初におきましては、支出といたしまして3,843万円を申請をいたしておりましたが、決算額におきましては3,762万1,599円と81万2,401円少なくて済んでおります。また収入におきましては、予算では2,050万5,000円でしたが、決算におきましては2,404万900円と353万5,900円多くなっております。このように平成19年度の補助金につきましては、申請時と比べますと、決算におきましては歳出が少なくて済み、歳入が多かったということになりますので、補助金が少なくなります。

そういったことで、今回額が確定いたしましたので、289万9,000円を県に返還するための補正

を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） こういう場合、上のほうの県の支出金で1,271万1,000円出てきますが、こういう部分と相殺を直接県に返すということじゃなくて、県からの交付金、県支出金と操作をするのか、独自にこれだけ県に返すのか。まずこの歳出、歳入の申請方法が1点です。

それから2点目にですね、関連しますが、市の広報でいつも学童保育所指導員の募集をかけているんですね。なかなかこの指導員を、登録状況だとか、指導員が続かないというのは現状はどんなふうなんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず1点目の支出でございますが、これにつきましてはおっしゃている分は保育所費と学童保育所費の県支出金についての相殺という話でございますが、私どものほうとしましては、学童保育所は学童保育所としての1つのルールに基づいた県の補助金をいただいておりますので、それぞれ単独で申請をし、こういうふうに精算をいたしまして返還金として計上させていただいているということでございます。

2点目の指導員の雇用方法等についてでございますが、これにつきましては今回広報で指導員の募集をかけております。この雇用につきましては基本的に市の嘱託職員の雇用、勤務状況というのがありますので、平均的に3年を経過した方々についてですね、切り替えといいますか、更新をしていくという部分がございますので、その3年を経過した人たちについての補充という部分で募集をかけているという状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、皆さんだって病気になる場合もありますし、ある一定、臨時的に対応できるように、指導員を確保は出来ているということでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現時点では出来ております。嘱託職員等が病気という事態が起こったとしますと、臨時職員というのもですね、それぞれ時間帯によって雇用いたしておりますので、その人たちの対応で現在行っておりますので、支障はないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これ要望ですけど、やっぱり指導員って探すのすごく苦勞されているし、なかなか難しいところをよく漏れ聞くんですけども、実際嘱託職員と同じ条件で採用されている

ので、3年までとか5年までとか、最終的にリミットがありますよね、時限の。ただ、子どもたちというのは小学校1年生から入ってきて、3年生までは学童保育所で保障されているわけですから、1年経ってすぐに指導員が変わるとかということではなくて、今後の課題としてですね、この雇用形態のあり方みたいな、特に子どもたちに関わる、保育に関わる人たちについては、やはり人間関係の構築というのが非常に重要なので、ぜひ大きな課題にさせていただいて、継続してやはり雇用が出来るような形を作っていっていただければと思いますので、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

30、31ページをお開きください。

10款1項2目事務局費の学校教育課庶務関係費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 学校教育課庶務関係費について、ご説明させていただきます。

報酬の外国語指導助手について今回12万4,000円の補正計上させていただいております。この外国語指導助手につきましては、現在2名のALTの雇用を行っております。市内の小中学校の英語授業等の補佐をしていただいております。このうちの1人がイギリス出身で、今年で3年目となり、所得税が発生いたしますことから、この税の負担。それと7月まで勤務しておりましたカナダ出身者につきましては住民税の負担が必要であったため、この負担額合わせて12万4,000円の補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

次のページをお開きください。

10款2項1目学校管理費の小学校管理運営費、施設整備関係費、それから2目教育振興費の要・準要保護児童関係費、同じく10款3項2目教育振興費の要・準要保護生徒関係費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 学校管理運営費、需用費、光熱水費185万円について、説明をさせていただきます。日ごろから電気、水道、ガスなどの光熱費につきましては節減をするように指示をいたしておるところでございますが、本年度につきましては例年以上の猛暑であったため使用量が増加をいたしておりますこと、それと都市ガスも一部使用しておりますが、この都市ガスの料金改定が行われたこと、それと一部の学校にはなりますけど、小学校におきまして児童の増加によります使用量の増があっていること、そういったことによりまして、電気代50万円、上下水道料金100万円、ガス代35万円の不足が考えられますので、合わせて185万円の補正をさせていただくものでございます。

次に、施設整備関係費でございます。13節委託料670万円の補正についてご説明させていただきます。

きます。小中学校の耐震補強工事につきましては、平成19年度までに体育館につきましては工事を要しないところを含めまして、工事を完了いたしておるところでございます。校舎につきましては、水城小学校につきましては本年度耐震補強工事を終了いたしておりますが、耐震工事をしなければならない太宰府小学校、太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校及び学業院中学校につきましては、水城小学校と同様に、安心・安全な学校づくり交付金を活用いたしまして次年度から順次工事を行うように準備を進めておりました。このような状況の中で、本年10月に国から地域活性化緊急安心実現対策交付金制度が新たに設けられた旨の通知がっております。この制度は安心・安全な学校づくり交付金と合わせて活用できますことから、市といたしましても非常に有利なものでございますので、この制度を活用いたしまして一般財源の負担を低減するために平成21年度に工事を予定しておりました太宰府小学校、水城西小学校、太宰府西小学校の校舎の耐震補強工事の設計管理業務委託670万円の補正をさせていただくものでございます。

次に15節工事請負費でございますが、これにつきましては先ほど13節でご説明いたしました校舎の耐震補強工事3校分が8,300万円、それと緊急に工事をしなければならない部分が出てきましたので、その分といたしまして水城小学校の体育館西側渡り廊下等の防水工事、それと太宰府南小学校、太宰府西小学校のプールの改修工事、それと太宰府小学校のバリアフリー改修工事、小学校遊具補修工事、合わせまして9,214万6,000円の補正をさせていただくものでございます。

次に、教育振興費の要・準要保護児童関係費でございます。扶助費といたしまして76万4,000円を計上させていただいております。この補正につきましては要保護、準要保護の就学援助の対象となります児童等の増加に伴うものでございまして、補正をさせていただくものでございます。

次に中学校費でございます。同じく要・準要保護生徒関係費の扶助費でございます。110万2,000円の補正をさせていただいております。この補正につきましては、先ほど小学校費で申しましたように対象となる生徒の増加に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑ありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、施設整備関係で耐震、工事、それから小学校の体育館防水だとかプールだとか説明を受けました。それで、31ページをお開きいただくとですね、新たに国から5,316万1,000円、新たに今回市債として認められたのが4,370万円、合計の追加の補正額1億95万7,000円、学校管理費というのは相当な、いろんな分を含めて5億8,339万7,000円になっております。それで今回、国庫支出金、それから市債というのが6ページに小学校債として、当初6,160万円だったのが4,370万円認められて1億530万円というふうになっているわけですが、その部分の差については先ほどの部分との関係、差し引きになるわけですが、最終的には国が耐震補強工事をしなさい、子どもの安全という形になってきて、実質耐震補強工事関係に関わる国の補助金、地方債について、全体的にここに出ております6億1,597万3,000円のうちに、補正と

して今回あがっている部分は国、県の補助金、国が5,316万1,000円と借金として4,370万円ですが、実質耐震としては、そういう国が認めた金額は総額でいくらですか。ちょっと私もこの部分、当初予算と補正と集計をしていなかったのので、分かればですね。この工事、耐震工事、こういう地方債を認められた追加額は、だいたい教育予算の中のどのくらいなのか、分かれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 教育予算全体で占める割合というのは把握いたしておりません、申し訳ありませんが。

今回の補正につきましては、今まで安心・安全なまちづくり交付金という事業をもって申請を行っておりまして、おおむね補助対象額の2分の1が交付金としてもらうようになっております。そのうちの、支給される交付金の2分の1ですから半額につきましては75%が起債として算入されるようになっております。今回国のほうで地域活性化緊急安心実現総合対策というのが新たに設けられまして、この事業に乗ることによりまして11ページの歳入で掲げておりますように、これは限度額にはなりますけれど740万6,000円を交付金としてもらえるようになります。したがって、今回の耐震工事、それと設計管理委託料、そういうものを合わせましてこういうふうな形で交付金がもらえるわけですが、その他起債といたしましては、その起債対象額というのがございますけど、おおむね100%の起債がもらえるようになっております。そういうことで、元来、交付金、補助金というのは一事業について1つの交付金、補助金しかもらえませんが、今回につきましてはこの2つの交付金をもらえるということで、非常に有利ということで判断いたしまして、補正を計上させていただいているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当初ね、地方債というのが今度この補正で初めて認められたんですよ、追加としてはね。当初の地方債については、ここに書かれている金額の6億1,200万円だったのが追加になって、全体的なこの部分の工事金額については1億2,972万1,000円だったと、当初予算を見ておましてね。ところが最終的に交付金が、国庫支出金が新たに認められて、市債で最終的には、この補正では409万6,000円ですが、最終的に当初の見ますと一般財源については4億円近く出していたんですが、これだけに、耐震では一般財源の持ち出しは2分の1というふうを受けてとめていいということで、いいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 耐震関係の工事につきましては、交付金として補助対象額の2分の1が交付金として出てきます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） この小中学校共に、要・準要保護児童関係費というのは、さっきおっしゃったみたいに生活保護世帯が増えたということで補正が組まれたと思うんですけども、実際補正

です、これだけの額が出てくるというのが、もともと対象児童生徒が何名ぐらいいらっしゃったのか、今回何名ぐらい対象児童生徒が増えたのか。

それから、学用品外と書いてありますよね、外という字が。これは具体的にどういったものがあるのか、2点お願いします。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この対象となります児童につきましては、要保護世帯、いわゆる生活保護世帯と、それに準じる、準要保護と申しておりますが、そちらが対象となります。それで、対象となりますのは給食費ですね、それと学用品、通学用品が基本的に対象になります。それと、これは特定の児童になってくるかも知れないんですけど、修学旅行とか医療費が対象となる子に対してまた出すと、こういうふうに援助をさせていただくというような項目になっております。

それと児童数でございますが、対象となる児童数につきましては今年の5月1日現在が454名、11月1日が485名ということで、30名ほどの増加になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

10款4項5目公民館費、7目文化財保護・活用費、8目文化財調査費について、各所管から説明をお願いします。

中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） 5目公民館費、中央公民館管理運営費の増額補正20万5,000円でございますが、11節の需用費、これは消耗品でございまして、蛍光灯を換える管球代でございまして、これは3万8,000円、それから修繕料というのが3階の機械室のドアの鍵が壊れまして防犯上いろいろ問題があります。それと消防設備点検不良改修分といたしまして5万5,000円が必要になりまして、17万3,000円でございます。

それから委託料、施設管理委託料でございますが、これは舞台操作補助、技術料ということで不足分の3万2,000円の合計でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 史跡地公有化事業関係費につきまして、説明をさせていただきます。

当該事業は、用地購入費、補償補てん及び賠償金を含めまして7億円の事業ということで、国、県から95%の補助を受けまして進めておるところでございます。本年度の当初予算におきまして22節の建物移転補償費につきまして、当初補償物件2件を計画をしておりました。しかし、1件につきまして計画延期の申し出がございまして、1件分の1,437万5,000円を用地費のほうに組み替えをしまして、用地の公有化の進捗を図るものでございます。

次に文化財整備・活用関係費858万7,000円の補正をさせていただいておりますが、この内訳といたしまして15節の工事請負費の文化ふれあい館中央監視装置取替工事費550万円でございますが、中央監視装置は文化ふれあい館の電力、空調、防災などの各設備の運転管理をするものでございまして、文化ふれあい館は平成8年に開館してございまして、もう10年を超えております。そういう関係で、文化ふれあい館の中央監視装置の制御機能が不能となりましてので、今回取替えをさせていただくものでございます。

次に19節の負担金、補助及び交付金の古都大宰府保存協会補助金308万7,000円でございますけど、当該補助金は古都大宰府保存協会の職員の人件費を補助金という形で支出をいたしております。補正の内訳といたしまして、大宰府展示館の事務局長の人件費296万7,000円と、古都大宰府保存協会理事長の報酬12万円を合わせた分308万7,000円を今回補正させていただくものでございます。なお、大宰府展示館の事務局長は、昨年までは市の職員が出向してございましたけれども、本年4月から市史資料室の重松氏が大宰府展示館の事務局長として勤務するようになりましたので、この分の人件費相当分を補助金として補正をさせていただくものでございます。

次に文化財調査事業関連費、7節賃金、発掘調査整理員34万6,000円でございますが、調査箇所、当初3カ所を計画してございましたが1カ所増ということで、作業員賃金の補正をさせていただくものでございます。34万6,000円、作業員延べ54人分でございます。

次に原因者負担分文化財調査事業関連費、ここでは2,460万3,000円を減額をさせていただいております。当該事業は個人住宅以外、個人住宅以外の開発に伴います調査、原因者から負担金をいただいて発掘調査をしておりますけれども、事業の進捗状況に合わせまして今回各節の予算組み替えを行い、事業の進捗を図るものでございます。内訳といたしまして、7節賃金、発掘調査整理員2,000万円を減額させていただいております。次に発掘調査嘱託技師240万3,000円の減額をさせていただいております。当初嘱託職員4名体制で計上させていただいておりますけど、最終的に現在3名の勤務体制をとりまして、1名分の減額をさせていただいております。次に11節の需用費、消耗品90万円でございますが、これは主に西鉄操車場跡の調査の出土品の増加に伴います保管箱の購入費でございます。次に印刷製本費は写真現像としまして、ここでは70万円の減額をさせていただいております。次に13節委託料、360万の内訳でございますが、図化撮影委託料は航空測量の図化業務委託費でございまして800万円の減額、次に文化財調査整理委託料1,160万円をここでは増額させていただいております。これは西鉄操車場跡の調査委託費を計上させていただいております。次に14節使用料及び賃借料、機械器具等借上料は執行残ということで600万円の減額をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） さっきの古都大宰府保存協会の補助金について聞いていたら、理事長の報酬を今言われましたけど、これは当初予算で理事長報酬というのは当然補助金の中に、算定の中

に入っていますよね。それで補助金を当初出されたと思うんですけど、今回新たに308万7,000円、これは理事長報酬だけじゃないと思いますけど、割合がどれくらいあるのか知りませんが、それは理事長報酬が値上がりしたということになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 理事長報酬といたしまして、現在当初予算では月9万円、ということで当初組んでおりました。しかし、月9万円を10万円ということで、年間12万円相当分を今回補正という形で計上をさせていただいております。

（渡邊美穂委員「値上がりしたんですか」と呼ぶ）

○文化財課長（齋藤廣之） はい、月1万円の増額ということで、補正を計上させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前は上さんが事務局長でおられて、その後陶山さんが派遣されておられて、今お二人とも退職されたんですが、全く市と関係のない方が派遣されているというふうな状況で、今だかつて、初めて退職された方が再任用先で館長職でおるのは1カ所だけです。だから、本来はこれだけの今、1,438万円も出している古都大宰府保存協会の事務局に新たにまた308万7,000円も補正をするような状況ならば、出来れば幹部会で、財団法人については再任用先にするとか、そういうものを、今どうか中央公民館や図書館も館長職を市から派遣していただいてありがたく思っておりますが、こういうものもやっぱり幹部会でびしっと論議しないとね。市の職員じゃない人に事務局長職として追加予算を308万7,000円を認めてくれと言うよりも、今から先、次から次に長年の能力がある人たちが、その能力が生かせない。特に今、私もみらい基金特別委員会の中で、将来、もし条例が出来た時の受け皿は財団法人しかないですよというような仮定の話も出てきているわけですよね。そこら辺も含めて、総務部長をはじめ部長職はですね、今後の、次から次に毎年15名近くの方が退職して、行く先がなくなるという、再任用でたった3日間出て来てですよ、5日間のうちに2日出て来て1日休むような状況じゃ、私は再任用じゃないなと思うんですよ。やはり月曜日から金曜日まで出てくるような勤務体制にすべきじゃないかなというふうに思っておりますので、ここの補助金についてはですね、やっぱり見直すべきだというふうに思います。

もう1つ、戻りますが、中央公民館が出来て大変長くなります。私もいろんな、筑紫野市の生涯学習センター、大野城市のまどかピア、それから春日市の施設に行きますと本当に人がいっぱいですよ。ところが、太宰府市の中央公民館が出来て使用料があまりにも高いとって敬遠されるんですね。大ホールのほうですよ、多目的ホールとか研修室は別です。だから、筑紫野市の生涯学習センターの視聴覚室を1日借りても1万円で済むんですよ。暖冷房付けてでも。60人入るような所を1日借りても5,000円ぐらいで済む。あのホールを使うと、舞台操作だとか暖房とかいうと、いろんな催しをやりたいと思っても使用料が高いために、いろんな事業、催し物、民間

の部分が出来ないような状況があるんですが、次から次に追加はしていくような状況の中で、稼働率を上げること、それはやっぱり使用料を下げるんじゃないかというふうに思うんですが、この辺の見直しもですね、ちょっとしていただきたいなど。あれだけの立派な施設、これが年間の稼働率が、平日でも利用できるような状況を考えていただきたいというのが2つ目です。

それから、ずっと私の家の近くですから、西鉄の操車場跡地の文化財調査がずっと行われて、あと1年ぐらいで完全に終るんじゃないかと思うんですが。この固定資産税が入ってきていることはもう分かっています。あれだけの駐車場、また歴史と文化の環境税も入ってきています。ただし、文化財の部分については、本来西鉄がしなきゃならなかったのが、やはり太宰府市がある一定道路を作るために文化財調査費用を出すようになりましたが、西鉄の操車場跡地利用計画は文化財調査が終わった後、西鉄との協議はどのようにするのか。ただ文化財調査終わったまま、あとは固定資産税だけをいただくのか。筑紫野市あたりは本日大型商業施設が開店して大変な部分あつてると思うんですが、太宰府市には大きな法人がない、税収が入ってこない、一面不況になった時には、そういう法人税が下がることによって財政的な負担の悪化も懸念されるんですが、操車場跡地をどうしようかという形の協議は以前ありました。2,000万円かけて再開発計画を25年前に作りました。そのまま棚上げになっています。それを生かす考え方があるのかどうかを含めて、幹部会、市長を含めて話し合いをしていただきたいと思うんですが。

まず1点目は、中央公民館の使用料の見直しは出来るのかどうか。

2点目は、やはり再任用制度でこういう古都大宰府保存協会を活用すべきじゃないか。

それから、西鉄操車跡地について、今後の計画をやはり煮詰めていただきたいという、この部分で回答いただければありがたいんですが。

○委員長（清水章一委員） ここでですね、午後2時20分まで休憩したいと思います。

休 憩 午後2時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午後2時18分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

中央公民館長。

○中央公民館長（木村努） ただいま武藤委員のほうから使用料を下げられないかというお話がありましたけども、うちのほうは現在の使用料でいきたいと思っています。なぜかと申しますとですね、建設後21年、もう22年過ぎようとしています。結局みんな舞台操作とか手動でやってるんですよ。それで舞台操作は1人しかいないということで、何か大きな仕事があればプラスアルファでお願いせいかんということでございまして。例えば大野城市のまどかピアというところがありますけども、そこはホールが2つありまして3人ぐらい雇っているんですね、それでオートメーション化しているということで、それともう1つ、文化施設ということで、その違いがあると思いますが、当面の間そのままいかせていただいて、近隣の状況も考えて、考えないかん時期がくれば、また考えていかなければならないかと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） やはり公共施設の利用率をどう高めるかというのが一番大切だと思うんですよね。あのホールを一日貸しきるといろんなイベントをやりたいと思っても、3,000円ぐらいでは採算がとれないという状況があるんですよ。だから高い料金をもらわないと、いろんなものが出来ないというか、600名入って3,000円で興行収入になるかならないかといったら、赤字になるというんですね。だから使用料を下げることによって、いろんなイベントなんか出来るし、他の自治体ではいろんなものがやられて、安い使用料で稼働率が上がっているという問題があるんですけど、太宰府市の場合、料金を見ると舞台操作料が高かったり会場暖房料が高かったりしますから、出来れば稼働率を上げると言うかね、600人ぐらいで本当に楽しめる文化が、そういうもの、だから今市主催が主ですよ、民間の使用というのは本当に少ない。だから、そこはもう少し内部検討を今後していただきたいなというふうに、経営、平成19年度のこの部分を見てもあんまり載ってないんですよ、中央公民館の今後の部分について。だから、出来れば、そこら辺も検討課題としていただきたいというふうをお願いをしておきたいと。太宰府市で有名な人が来てあそこでやるっていったって、入場料のほうが高いですよ。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次の質問のご回答よろしいですか、跡地の利用の関係。はい。

教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 武藤委員のご質問なんですけど、所管として、教育部として、発掘が終了後の跡地利用をどうするのかというのは、回答は差し控えさせていただきますと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 跡地をどうするのかというのは、西鉄の所有ですけどね、西鉄とも協議もしながらね。本来は文化財調査を、道路を作ったために太宰府市がせざるを得ない、あれだけの文化財の発掘、大変な素晴らしい遺溝も出て来ておって、その保存とかいうのは教育委員会もご苦労されていると思うんですけど、あれだけの広い土地をね、西鉄にどういう計画があるかは市長をはじめ、西鉄と協議をしながら、太宰府市だけでしょ、あんな大きな跡地があるというのはですね。しかも、大手の西鉄が持っている。西鉄に何か作ってもらうような考え方を要望するような方法は考えていただきたいなと。だから機会があれば、出来れば市長、副市長辺りに問題の提起を議会、委員会でこういう発議があったというのは伝えていただきたいと思うんですが、その辺はいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） そういう、委員会からの意見があったということは報告いたします。

○委員長（清水章一委員） 次、回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 続きまして、先ほどのご質問の中で、古都大宰府保存協会の関連の分をご

回答したいと思います。まず、今回、先ほど名前が出ましたけども、新たな事務局長を採用して、若干の補正をさせていただいたという大きな理由の1つには、確かに過去、今までは市の職員、OBでありますとか、現職の課長が異動して行っておりましたけども、そういう市の職員関連については事務的には確かに精通いたしておりますけど、保存協会の趣旨、目的からして、市内の文化財の保存、保護・活用という大きな観点、方向性の中から、やはり今後は本市が進めます、いわゆる文化財を活用した大きな計画の中では文化財等に精通した、知識が豊富な、あるいは関連のいろんな先生方との人脈の関連、それらを含めた中で、長いスパンの中でそうした人材を求めておりましたところ、市史編さんにも長く勤務しておりましたし、太宰府市の文化財にはかなり高いレベルの知識を持っておりました。そういう人材がおりましたので、今回こういうスタッフの配置をしたということになります。1つの事例といたしましては、今年度行いました大宰府史跡発掘40周年記念事業というのをずっと長いこと、この半年間かけて実施したわけですけども、非常に全国的にも有名な先生の誘致でありますとか、自らパネラーとして記念事業を盛り上げたりと、かなり評価が良かったというふうに判断しております。そういうことから、こうした人材をさらにきちっとした立場で位置づけをしながら、さらに保存、活用を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、清水委員長が評議員で出られていると思うんですが、私も保存協会の中の評議員として8年近く評議員をしまして、理事は福岡の以前の七社会ははじめですね、太宰府の市長だとか県の職員の方、いろんな方含めてやって、事業内容としては文化財の保護管理、維持管理をやってきました。展示館については、文化庁から特別に配慮を受けてあの覆屋を作ってきたわけですけど、今後、唯一寄附行為を受ける団体としては保存協会だけなんですよ。それをまた目的変えるというのも難しいと思うんですが、今の事業内容をより一層拡大していくとか、それはもう不可能だと思うんですよ。だからこの財団法人をどういうふうに有効活用していくかという大きな課題もあることだし、稼働率についてもあそこの展示館の利用がそんなにどんどん増えているかというところもそんなに収入もない、こういう状況もあるし、経験があっても史跡の買い上げ、保存、維持管理、これが大きな業務だけど、もしみらい基金が条例化された場合に、あそこを事務局に置きたいというのがワーキング部会からの要望も出ておりましたが、そういう対応をしていくためには、あなた方の持っている能力を活用させていただきたいというふうには考えているんですよ。だから、決めたこと、首長が決定したことですけど、議会からはこういう意見があったというのは、やはり上には伝えていただきたいと。そういうふうに、総務部長、ちょっといっていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今、保存協会の事務局長の件については、松田教育部長のほうからお話が合ったとおりでございます。しかし、役所のOBがですね、希望、週5日勤務を希望する職員も

おりますし、希望しない職員もごございます。そういう人材の絡みもございまして、今回、事務局長に部外者という形をお願いしているわけですが、そういうみらい基金の事務局を担当するということになっては、当然今の事務局長の優秀な人材ですので、それなりにやはり事務的には出来るというふうを考えておりますので、市長が推薦した人でもありますのでご心配はいらぬというふうを考えております。

○委員長（清水章一委員） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、歳入の審査に入ります。

10、11ページをお開きください。

歳出の説明と重複する項目があろうかと思っておりますので、執行部、各委員におかれましては、説明、質疑等は簡潔にお願いします。

12款2項3目教育費負担金、14款2項4目教育費国庫補助金について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先ほど10款2項の小学校費、学校管理費の施設整備関係費でご説明をさせていただきました耐震補強工事にかかる交付金でございますが、安全・安心の学校づくり交付金といたしまして、これは補助対象額の2分の1でございますが5,661万6,000円、それと新たに設けられました制度に乗っかるということで、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金といたしまして740万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 12款2項3目の教育費の負担金は、いいですか、これ。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 埋蔵文化財発掘調査原因者負担金2,460万3,000円減額させていただいておりますが、歳出の35ページの原因者負担分の文化財調査の執行残に伴いまして、負担金を今回減額させていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） はい、先ほどの歳出の関連で質問がっております。

他にございますか、質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次のページに進みます。

12、13ページです。

19款の1項1目繰越金、それから20款4項1目雑入の総務費雑入について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 繰越金につきましては、補正の財源の過不足を調整しまして、今現在

あります繰り越し、約2億4,700万円ございますが、そのうちの一部2,138万円を計上させていただいております。残りの繰越金は300万円程度でございます。それが3月の補正の財源になると思います。

それと雑入の3万1,000円でございますけども、歳出のほうで申し上げましたカメラの売却代金でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次のページに進みます。

21款1項4目教育債について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 2節の小学校債でございます。4,370万円計上させていただいております。これにつきましては歳出のほうでご説明させていただきました耐震工事等にかかる起債でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6ページをお開きください。

第4表地方債補正に進みます。

小学校債について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先ほど起債のところでご説明をさせていただきましたように、補正後の額1億530万円でございますが、この分は先ほどご説明いたしました4,370万円を上乗せした額でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） これについて、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で説明、質疑は終了しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今回の補正の総務文教常任委員会に付託された分には基本的に賛成の立場からの討論ではありますが、先ほどから質問しておりましたけど、外郭団体等の人事案件に関して、制度変更によっての人事案件での人件費の増額を年度途中での補正予算に乗せるというのは、私は基本的に好ましくない事案ではないかと思っております。というのは、やはり年度当初に

ですね、例えば市の職員が引き上げるかも知れないとか、ある程度一定のそういった計画、人事的な計画というのは当然それぞれの団体でなされた上で予算計上はされるべきものであって、理事長が今回1万円増額とかっていうふうに出ていますけども、そういった補正についてですね、補助金額の増額をいちいち市が承認していくということは、特に年度途中で承認するということは、非常に私は好ましくない事例だと思いますので、これはやはり、市が補助金を出している団体に対してはですね、市がきちんとその分は指導して、年度当初に今年度はどういった計画でいくのか、人件費はどういうふうな計算でいくのか、そういったところもきちんと出してから最初当初予算を要求するように、補助金額を要求するように、前回、財団法人の文化スポーツ振興財団もそうでしたけれども、ぜひそれはきちんと指導をしていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第99号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後2時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

本日の審査結果につきましては、12月17日の本会議において報告をいたします。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後2時36分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 21 年 2 月 20 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一